

# 第21回愛知県トラック輸送における取引環境・労働時間改善地方協議会

日 時：令和7年11月10日（月）15時00分～17時00分

場 所：一般社団法人愛知県トラック協会 4階 第4会議室

## 次 第

開会挨拶（愛知労働局労働基準部長）

### 議 事

1. 取組報告について（資料1-1～1-3）
2. 行政の物流対策について（資料2）
3. 令和7年度の活動（案）について（資料3）
4. その他

閉会挨拶（中部運輸局自動車交通部長）

---

資料 1-1 愛知運輸支局の取組について

資料 1-2 愛知労働局の取組について

資料 1-3 愛知県トラック協会の取組について

資料 2 行政の物流対策について

資料 3 令和7年度の活動（案）について

## 愛知県トラック輸送における取引環境・労働時間改善地方協議会委員名簿

(順不同・敬称略)

杉浦 礼子 名古屋学院大学経営学部データ経営学科 教授  
板東 俊幸 愛知県商工会議所連合会（名古屋商工会議所）企画部長  
伊勢木 俊勲 （一社）中部経済連合会 産業基盤強化推進部長  
須山 泰木 （公社）日本ロジスティクスシステム協会 事務局長  
伊藤 康人 トヨタ自動車(株) 物流管理部 企画室 グループ長  
福山 衛 愛知県冷蔵倉庫協会 会長 福山冷蔵(株)代表取締役社長  
大井 敦生 全日本運輸産業労働組合愛知県連合会 執行委員長  
谷藤 賢治 全日本建設交運一般労働組合愛知県本部 書記長  
加藤 雅仁 （一社）愛知県トラック協会 副会長  
ホイテクノ物流(株) 代表取締役社長  
高山 智司 高山運輸(株) 代表取締役  
細江 良枝 桜運輸(株) 代表取締役  
成瀬 嗣郎 富士サービス(株) 代表取締役  
柳原 和男 中部経済産業局 産業部長  
小林 洋子 愛知労働局長  
中村 広樹 中部運輸局長  
奥田 章夫 愛知運輸支局長

**第21回愛知県トラック輸送における取引環境・労働時間改善地方協議会**

**出席者名簿**

(敬称略)

組織名	役職	委員名	代理出席者 役職	出席者名
名古屋学院大学	経営学部 教授	杉浦 礼子		
愛知県商工会議所連合会	企画部長	板東 俊幸		
(一社)中部経済連合会	産業基盤強化推進部長	伊勢木 俊勲		
(公社)日本ロジスティクスシステム協会	事務局長	須山 泰木	中部支部 マネージャー	大川 泰二
トヨタ自動車(株)	物流管理部 企画室 グループ長	伊藤 康人		
愛知県冷蔵倉庫協会	会長	福山 衛		
全日本運輸産業労働組合 愛知県連合会	執行委員長	大井 敦生		
全日本建設交運一般労働組合愛知県本部	書記長	谷藤 賢治		
(一社)愛知県トラック協会	副会長	加藤 雅仁		
高山運輸(株)	代表取締役	高山 智司		
桜運輸(株)	代表取締役	細江 良枝		
富士サービス(株)	代表取締役	成瀬 嗣郎		
中部経済産業局	産業部長	柳原 和男		
愛知労働局	局長	小林 洋子	労働基準部長	高橋 嘉寿満
中部運輸局	局長	中村 広樹	自動車交通部長	古橋 靖弘
愛知運輸支局	支局長	奥田 章夫		
(オブザーバ)				
東海農政局	経営・事業支援部 食品企業課長	佐々木 隆行		
愛知県	経済産業局 中小企業部 商業流通課	山田 恵美		

## 第21回 愛知県トラック輸送における取引環境・労働時間改善地方協議会 配席図

一般社団法人 愛知県トラック協会 4階 第4会議室

出入口

出入口

### 事務局

**福山 衛**  
(愛知県冷蔵倉庫協会 会長)

**伊藤 康人**  
(トヨタ自動車(株)  
物流管理部 企画室 グループ室長)

(代理) **板東 俊幸**  
(愛知県商工会議所連合会 企画部長)

(代理) **大川 泰二**  
((公社)日本ロジスティクスシステム協会  
中部支部 マネージャー)

**伊勢木 俊勲**  
(一社)中部経済連合会  
産業基盤強化推進部部長)

**【座長】 杉浦 礼子**  
(名古屋学院大学 経営学部教授)

**加藤 雅仁**  
(一社)愛知県トラック協会 副会長)

**高山 智司**  
(高山運輸(株) 代表取締役)

**細江 良枝**  
(桜運輸(株) 代表取締役)

**成瀬 嗣郎**  
(富士サービス(株) 代表取締役)

**谷藤 賢治**  
(全日本建設交運一般労働組合  
愛知県本部 書記長)

**山田 慎児**  
(愛知運輸支局輸送担当首席)

**白木 広治**  
(一社)愛知県トラック協会 専務理事)

**神戸 英至**  
(中部運輸局自動車交通部貨物課長)

**奥田 章夫**  
(中部運輸局愛知運輸支局長)

**古橋 靖弘**(代理)  
(中部運輸局自動車交通部長)

**高橋 嘉寿満**(代理)  
(愛知労働局労働基準部長)

**中嶋 智成**  
(愛知労働局労働基準部監督課)

**柳原 和男**(代理)  
(中部経済産業局産業部長)

**佐々木 隆行**  
(東海農政局・オブザーバー)

**山田 恵美**  
(愛知県・オブザーバー)

随行者席・傍聴者席・記者席

## 「愛知県トラック輸送における取引環境・労働時間改善地方協議会」について（規約）

### （名称）

第1条 本協議会は、「愛知県トラック輸送における取引環境・労働時間改善地方協議会」（以下、「協議会」という。）と称する。

### （目的）

第2条 本協議会は、トラック運送事業者、荷主、行政等の関係者が一体となり、トラック運送事業における取引環境の改善及び長時間労働の抑制を実現するための具体的な環境整備等を図ることを目的とする。

### （組織）

第3条 協議会は、学識経験者、労働団体、経済団体、荷主、トラック運送事業者団体、トラック運送事業者、行政機関等の各員（以下「委員」という。）をもって構成する。

2. 協議会には、委員の互選により座長を置く。
3. 座長は、議事その他の会務を統括する。

### （協議会及び活動事項）

第4条 協議会は目的達成のため次の活動を行う。

- (1) 愛知県におけるトラック運送事業の長時間労働の抑制に向けた諸対策に関すること
- (2) 愛知県におけるトラック運送事業の取引環境の改善に向けた取組に関すること
- (3) その他

### （協議会）

第5条 協議会は、必要に応じて座長が召集する。

2. 座長は必要に応じ、協議会に委員以外の者を出席させることができる。
3. 協議会は公開を原則とする。ただし、座長が必要と認める場合は、非公開で行うことができる。

### （ワーキンググループ）

第6条 協議会には、第4条（協議会及び活動事項）に掲げる事項に関して専門的に検討を行う機関としてワーキンググループ（以下、「WG」という。）を置くことができる。

2. WGは、座長が指名した委員等により構成する。

(他の地方協議会との連携)

第7条 協議会の運営にあたっては、中部地区（静岡県、岐阜県、三重県、福井県）の他の地方協議会と連携し、この調整は中部運輸局が行うものとする。

(事務局)

第8条 協議会の運営に関する事務は、愛知労働局、中部運輸局、愛知運輸支局、愛知県トラック協会が共同で行うものとする。

(その他)

第9条 これに定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項はその都度協議し、決定する。

(附 則) この規約は、平成27年7月23日から施行する。

# 愛知運輸支局の取組について

---

令和7年11月10日  
愛知運輸支局

- 「2024年問題」に直面している中、商慣習の見直し、物流の効率化、荷主・消費者の行動変容について抜本的・総合的な対策が必要とされている。その対応として、令和6年5月15日に流通業務の総合化及び効率化の促進に関する法律及び貨物自動車運送事業の一部を改正する法律が公布された

## 1. 趣　　旨

令和7年4月1日から施行された物流改正法について、対象者である荷主・物流事業者やトラック運送事業者への周知が未だ十分ではないため、愛知県トラック協会などの関係各所と協力し、制度周知のための説明会を実施

また、公正取引委員会を説明会に招き、令和7年5月に改正された「下請法」についてを説明

## 2. 内　　容

### 1. 下請法の基礎と最新動向

／ 公正取引委員会事務総局 中部事務所

### 2. 新物効法について

／ 国土交通省 中部運輸局、愛知運輸支局

### 3. 改正貨物自動車運送事業法について

／ 国土交通省 中部運輸局、愛知運輸支局

### 4. トラック事業適正化関連法について

／ 愛知県トラック協会

## 物流改正法に関する説明会

令和7年4月に施行された物流改正法による荷主・トラック運送事業者等に対する規制措置（書面交付の義務化、実運送体制管理簿の作成等）について、事業者において改正内容の円滑な対応が行えるよう、今般の改正法の趣旨や事業者が取り組むべき措置などを解説する説明会を開催いたしますので、是非、荷主企業様と一緒にご参加ください。

開催日程 2025年5月8日(木) 13時30分～15時30分

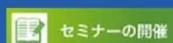
会 場 ANAクラウンプラザホテルグランコート名古屋  
7階 ザ・グランコート  
(名古屋市中区金山町一丁目1番1号)

※オンライン参加も可能となります。  
お申込み時に参加方法をご選択ください。  
※会場参加のお申込が定員に達した後は、  
オンライン参加のみ申込可能となります。

会場定員400名  
(定員に達し次第締切)

内 容 ●新物効法について（中部運輸局 環境物流課）  
●改正貨物自動車運送事業法について（中部運輸局 貨物課）

申込方法 愛ト協HPのセミナーページまたは  
二次元コードよりお申し込みください。





【主 催】  
公益社団法人全日本トラック協会 / 一般社団法人愛知県トラック協会

【問合せ先】  
(一社) 愛知県トラック協会 企画広報部 TEL: 052-746-4864

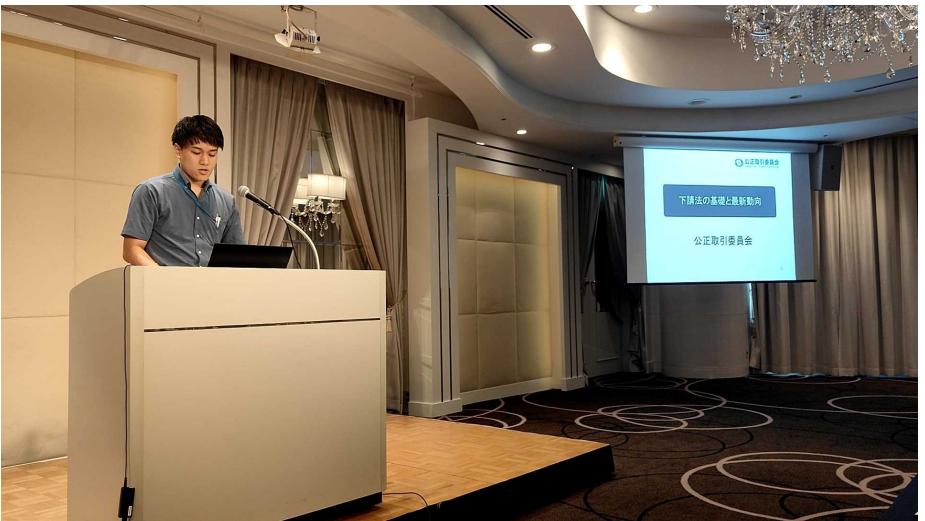
# 改正物流法に関する説明会の実施について(2/3)

## 3. 開催日程など 計7回 865社／976名参加（内、荷主 14社／25名）

支 部	日 程	会 場	参加事業者数
県内全体	5月8日(木) 13時30分～15時30分	ANAクラウンプラザホテルグランコート名古屋 7階 ザ・グランコート (名古屋市中区金山町一丁目1番1号)	510社／556名 (内、荷主3社／11名) (内、オンライン参加者 375社／375名)
西三支部	6月30日(月) 14時00分～16時30分	ホテルグランドティアラ南名古屋 1階「アザレア&マグノリア」 (安城市三河安城南町1丁目8番地11)	72社／85名 (内、荷主2社／2名)
知多支部	7月 3日(木) 14時00分～16時30分	あいち健康プラザ 1階「プラザホール」 (知多郡東浦町大字森岡字源吾山1番地の1)	21社／23名 (内、荷主なし)
尾東支部	7月15日(火) 13時30分～16時00分	ホテルプラザ勝川 2階「さくら」 (春日井市松新町1丁目5番地)	74社／81名 (内、荷主2社／3名)
東三支部	7月17日(木) 13時00分～15時30分	ライフポートとよはし 2階「中ホール」 (豊橋市神野ふ頭町3-22)	54社／72名 (内、荷主1社／1名)
尾西支部	7月23日(水) 14時00分～16時30分	一宮商工会議所 3階 大ホール (一宮市栄4丁目6-8)	63社／74名 (内、荷主1社／1名)
名古屋 第1～4支部	7月24日(木) 14時30分～17時00分	ANAクラウンプラザホテルグランコート名古屋 28階 クリスタルルーム (名古屋市中区金山町一丁目1番1号)	71社／85名 (内、荷主5社／7名)

# 改正物流法に関する説明会の実施について(3/3)

## 4. 実施風景



- ◆ トラック・物流Gメン業務における情報収集の一環として、トラックドライバーが集まる場所等に出向き聞き取り調査（プッシュ型情報収集）を実施。

## 具体的な取り組み

### ➤ 取組①

実施日時：令和7年9月7日（日）12：00～16：00

対象者：ドライバー求職者

実施概要：運送業に対する国の取り組みとして、「ホワイト物流推進運動」や「トラック・物流Gメン活動」を発信。併せて転職ドライバーから荷主の情報収集を行った



### ➤ 取組②

実施日時：令和7年10月8日（水）13：30～15：30

対象者：トラックドライバー

実施者：中部運輸局、適正化実施機関、公正取引委員会

実施概要：トラックドライバー29名に聞き取り調査を行い、荷主等による違反原因行為（過積載運行の強要など2件）の情報を収集



# トラック・物流Gメンによる活動(2/2)

## ▼荷主企業訪問（荷主パトロール）の概要

- 日 時 令和7年9月25日（木）9時00分～16時30分
- 場 所 愛知県名古屋市港区周辺、愛知県一宮市・小牧市周辺
- 実 施 者 中部運輸局 4名（自動車交通部貨物課 2名、愛知運輸支局 2名）  
愛知県貨物自動車運送適正化事業実施機関（愛知県トラック協会）3名
- 実施概要 愛知県名古屋市港区周辺と愛知県一宮市・小牧市周辺に分かれて荷主企業合計14社に訪問し、2024年問題等の物流の諸問題に対する啓発活動を実施しました。また、一部の荷主企業においてはトラック・物流Gメンによる是正指導（働きかけ）後のフォローアップを行いました。荷主企業訪問では物流改正法の啓発に加え、運送契約の書面化、標準的な運賃への理解、トラック・物流Gメンの活動等について周知を行うとともに、荷主企業の物流の現状や物流効率化の取組状況、今後の取組計画等についてヒアリング及び意見交換を行いました。

## ▼活動の様子

（愛知県名古屋市港区周辺）



（愛知県一宮市・小牧市周辺）





## 第21回 愛知県トラック輸送における 取引環境・労働時間改善地方協議会

1. 自動車運転者に係る労働時間等に関する状況
2. 取引慣行の改善に向けた厚生労働省の取組
3. 働き方改革関連法施行 5 年後の  
労働基準関係法制の見直しに関する検討状況



## 1. 自動車運転者に係る労働時間等に関する状況

ひと、くらし、みらいのために



厚生労働省  
Ministry of Health, Labour and Welfare

# トラックドライバーの時間外労働の上限規制

R 6年3月31日まで

上限なし

※大臣告示（限度基準告示）の適用なし



R 6年4月1日以降

※ 改正された「改善基準告示」も2024年4月から適用されている

## トラックドライバーの時間外労働の上限規制

法律による上限

**特別条項（例外）**

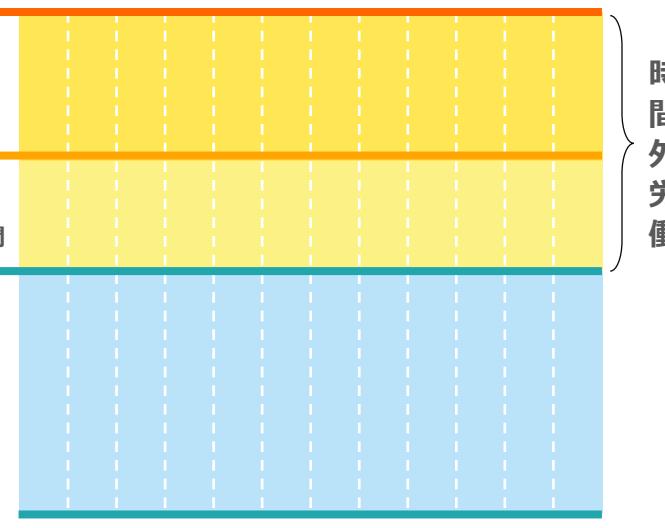
年960時間

法律による上限

**限度時間（原則）** ✓月45時間  
✓年360時間

法定労働時間

✓1週40時間  
✓1日8時間



## （参考）一般の業種の時間外労働の上限規制

（原則）  
法律による上限

✓月45時間  
✓年360時間

（例外）  
法律による上限  
(年6か月まで)  
✓年720時間  
✓複数月平均80時間 \*  
✓月100時間未満 \*

\* 休日労働を含む

特別条項

限度時間

法定労働時間

1年間（12か月）

# トラックドライバーに適用される「改善基準告示」の主な内容

	2024年3月31日まで	2024年4月1日以降
<b>1年、1か月の拘束時間</b>	1年 <b>3,516</b> 時間以内 1か月 <b>293</b> 時間以内 労使協定により、年6か月まで320時間まで延長可	1年 原則: <b>3,300</b> 時間以内 例外（※1）: <b>3,400</b> 時間以内 1か月 原則: <b>284</b> 時間以内 例外（※1）: <b>310</b> 時間以内（年6か月まで）
<b>1日の拘束時間</b>	原則: <b>13</b> 時間以内 上限16時間、 15時間超は週2回以内	原則: <b>13時間以内</b> （上限15時間、14時間超は週2回までが目安） 例外:宿泊を伴う長距離貨物運送の場合（※2）、16時間まで延長可（週2回まで）
<b>1日の休息期間</b>	継続 <b>8</b> 時間以上	原則:継続 <b>11</b> 時間与えるよう努めることを基本とし、 <b>9時間</b> を下回らない 例外:宿泊を伴う長距離貨物運送の場合（※2）、継続8時間以上（週2回まで） 休息期間のいずれかが9時間を下回る場合は、運行終了後に継続12時間以上の休息期間を与える
<b>運転時間</b>	2日平均1日当たり <b>9</b> 時間以内 2週平均1週当たり <b>4 4</b> 時間以内	2日平均1日当たり <b>9</b> 時間以内 2週平均1週当たり <b>4 4</b> 時間以内
<b>連続運転時間</b>	<b>4</b> 時間以内 運転の中断は、 1回連続10分以上、 合計30分以上	<b>4</b> 時間以内 運転の中断時には、原則として休憩を与える (1回おおむね連続10分以上、合計30分以上) 例外: SA・PA等に駐車できることにより、やむを得ず <b>4時間</b> を超える場合、 <b>4時間30分</b> まで延長可

※1 労使協定により延長可（①②を満たす必要あり）

① 284時間超は連続3か月まで。

② 1か月の時間外・休日労働時間数が100時間未満となるよう努める。

※2 1週間における運行がすべて長距離貨物運送（一の運行の走行距離が450km以上の貨物運送）で、一の運行における休息期間が住所地以外の場所におけるものである場合

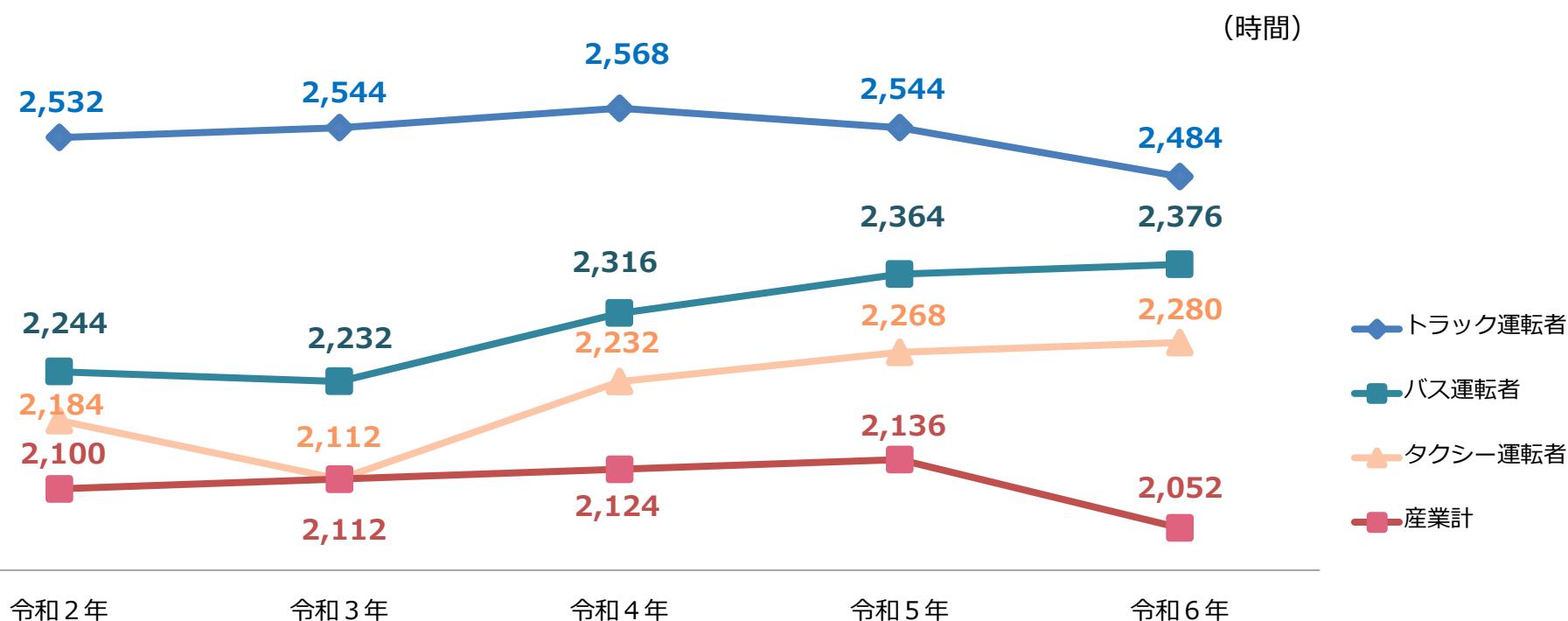
他にも特例等について定めあり。  
詳細はパンフレットを参照。



# 自動車運転者に係る労働時間の推移

- 自動車運転者は、依然として長時間・過重労働が課題となっている。
- 令和6年における年間の総労働時間数は、産業計と比較し、トラック運転者（※）は432時間、バス運転者は324時間、タクシー運転者は228時間多く、長時間労働の実態にある。

自動車運転者の年間の総労働時間数の推移

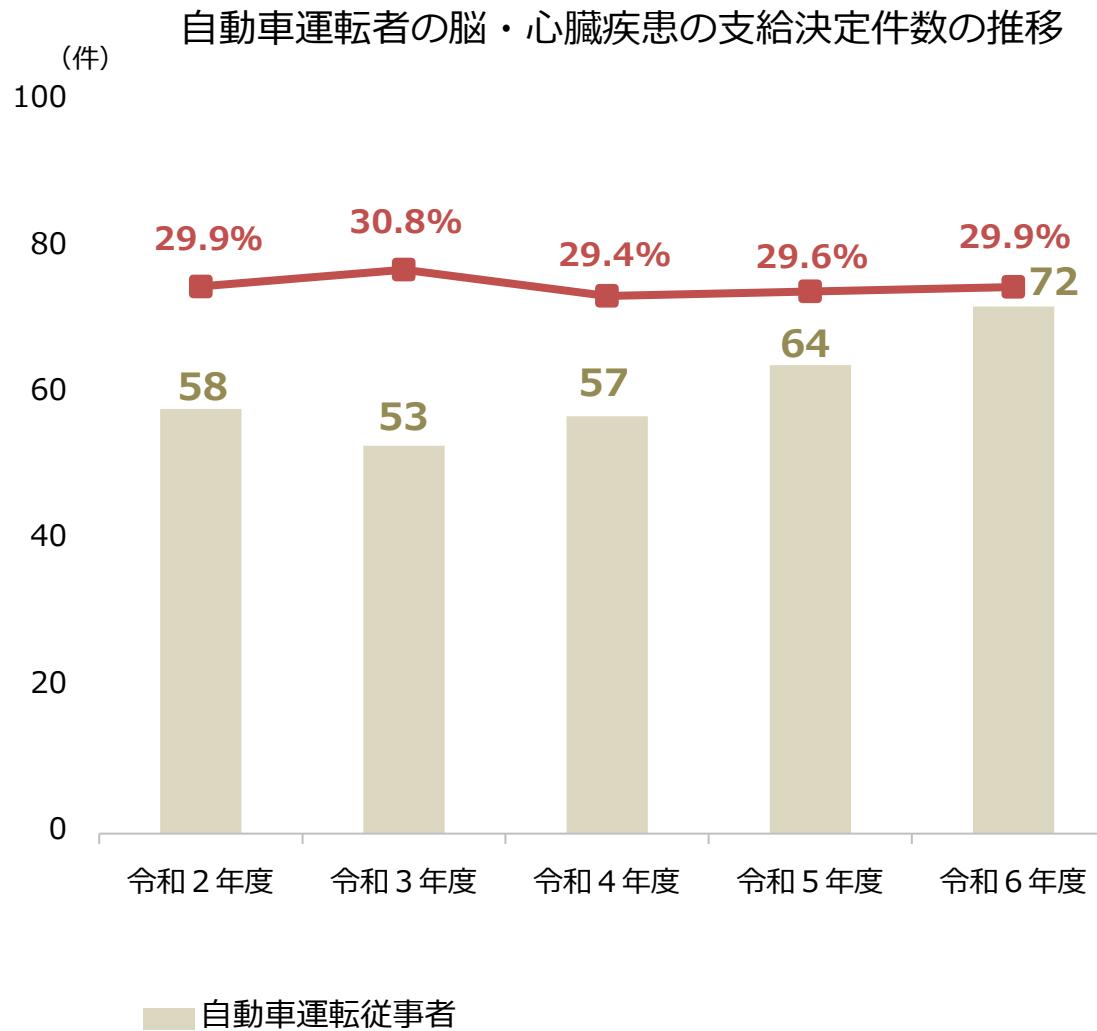


（※） トラック運転者の労働時間数は、営業用大型貨物自動車運転者の労働時間数を表したもの。

出典：厚生労働省「賃金構造基本統計調査」

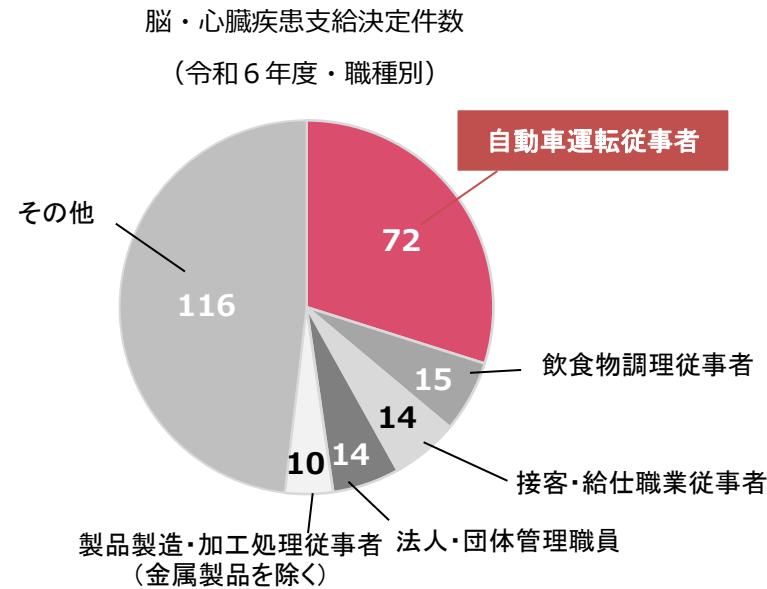
# 自動車運転者に係る脳・心臓疾患の労災支給決定状況

- 自動車運転者の脳・心臓疾患の労災支給決定件数は高い水準（令和6年度は72件）であり、直近では全職種（同241件）の約3割を占めている。



常用雇用者 5,514万3,895人  
・道路貨物運送業に従事 161万1,454人 (2.92%)  
・道路旅客運送業に従事 44万3,169人 (0.8%)

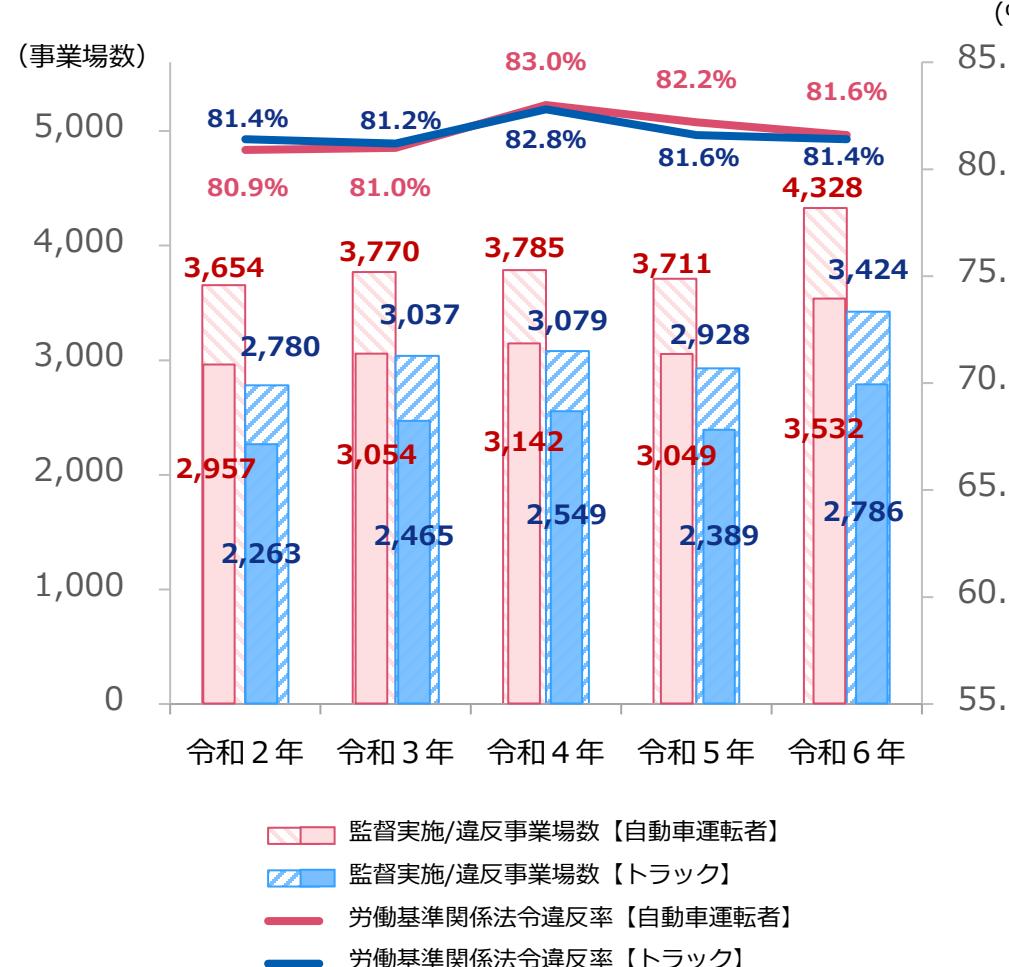
※ 数値は、総務省統計局「経済センサス－活動調査」（令和3年）の調査票情報を独自集計したもの。



# 自動車運転者を使用する事業場に係る監督指導の状況

- 自動車運転者を使用する事業場に係る労働基準関係法令の違反率（81.6%）は、全業種（70.1%）と比べて高い状況にある。
- 令和6年に監督指導を行った4,328事業場（トラック：3,424事業場、バス：249事業場、ハイヤー・タクシー：319事業場、その他：336事業場）のうち、81.6%に当たる3,532事業場において、労働基準関係法令違反が認められ、概ね同水準で推移している。

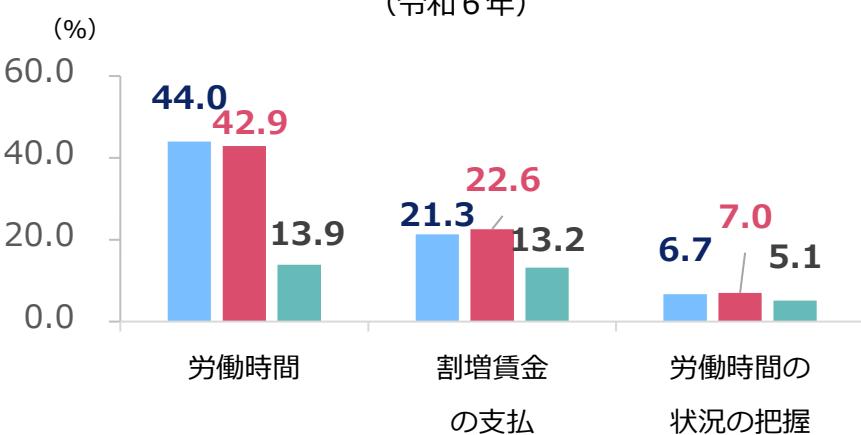
監督実施/違反事業場数及び労働基準関係法令違反率の推移



令和6年労働基準関係法令違反事業場数（違反率）

トラック	2,786事業場 (81.4%)
バス	193事業場 (77.5%)
ハイヤー・タクシー	279事業場 (87.5%)

労働基準関係法令の主な違反事項の違反率  
(令和6年)

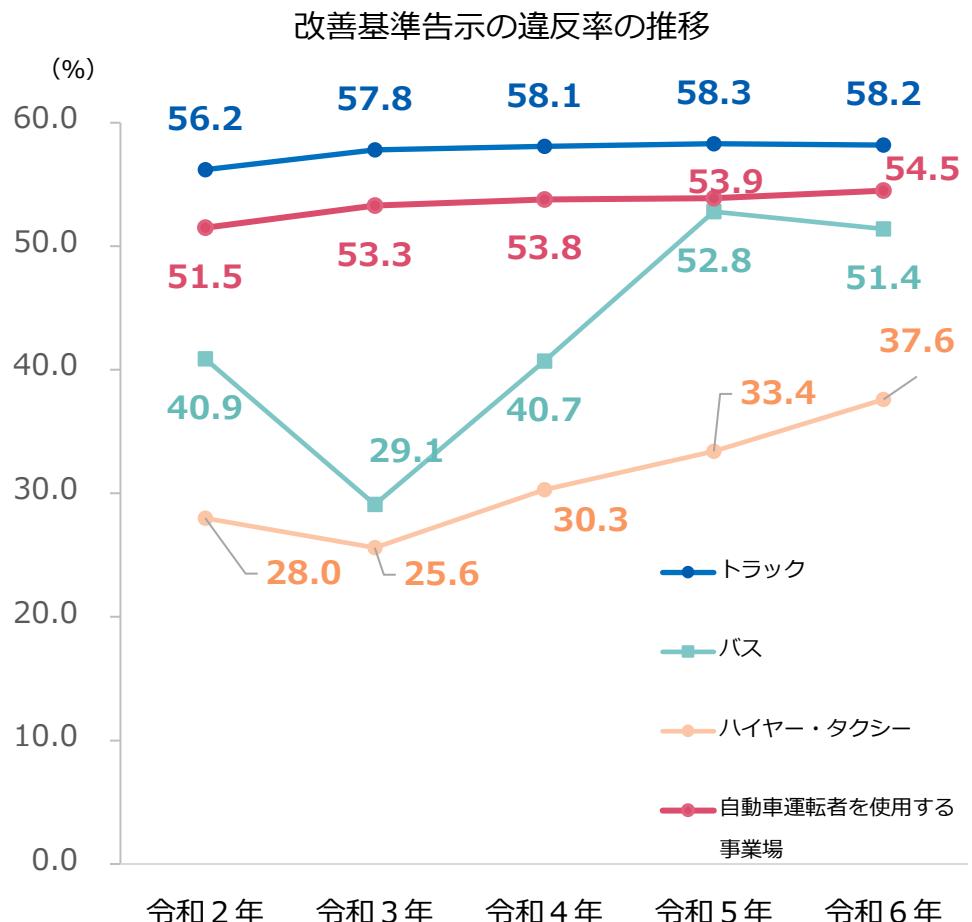


■ 監督実施/違反事業場数【自動車運転者】  
■ 監督実施/違反事業場数【トラック】  
■ 労働基準関係法令違反率【自動車運転者】  
■ 労働基準関係法令違反率【トラック】

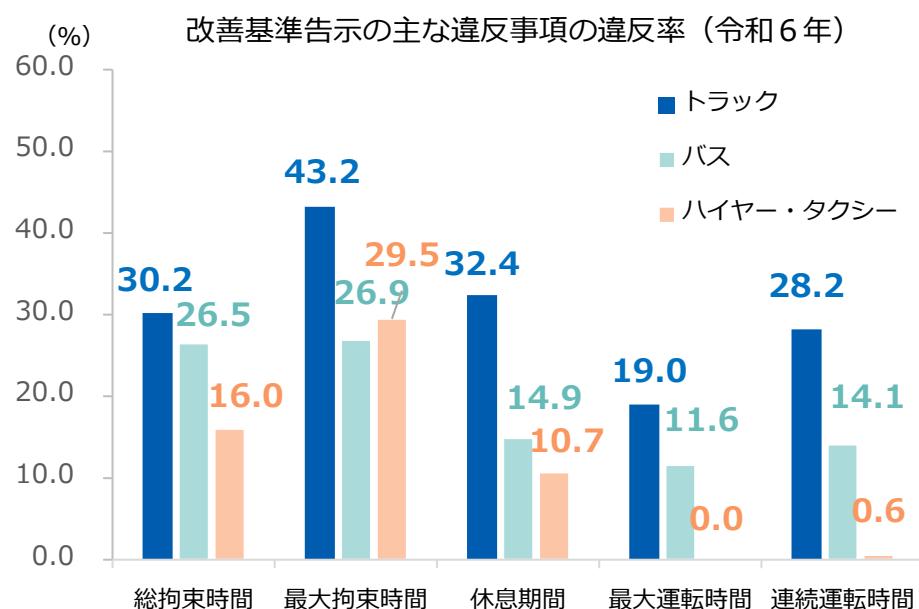
■ トラック ■ 自動車運転者 ■ 全業種

# 自動車運転者を使用する事業場に係る改善基準告示違反の状況

- 令和6年に監督指導を行った自動車運転者を使用する事業場のうち、54.5%に当たる2,360事業場（トラック：1,994事業場、バス：128事業場、ハイヤー・タクシー：120事業場、その他：118事業場）において、改善基準告示（※）違反が認められた。
- （※）…自動車運転者の労働時間等の改善のための基準（平成元年労働省告示第7号）



令和6年改善基準告示違反事業場数（違反率）	
トラック	1,994事業場 (58.2%)
バス	128事業場 (51.4%)
ハイヤー・タクシー	120事業場 (37.6%)



（※）総拘束時間：1か月又は1週当たりの拘束時間、最大拘束時間：1日当たりの拘束時間、  
休憩期間：勤務と次の勤務との間の時間、最大運転時間：1日及び1週当たりの運転時間  
連続運転時間：1回当たりの運転時間

# 労働基準監督署における指導事例

- ・ 労働基準監督署では、法令違反が疑われるトラック事業者に対し監督指導を実施し、トラック運転者の労働条件の確保に取り組んでいる。
- ・ 改正後の改善基準告示に関して、指導を行った事例は以下のとおり。

## 労基署の指導等

- 長距離輸送を行っているトラック運転者に、時間外・休日労働に関する協定（36協定）で定めた特別延長時間を超える違法な時間外労働（1か月当たり最大128時間）が認められたため、是正勧告した。
- 改善基準告示に関し、①1月の拘束時間が310時間を超えていること、②勤務終了後、休息期間が継続8時間を下回っていること、③1日の最大拘束時間（16時間）を超えていること、④連続運転時間が4時間を超えていることが認められたため、是正勧告した。
- 荷役作業時間について、デジタルタコグラフに「休憩」として記録し、労働時間を適正に把握していなかったため、休憩時間の考え方を説明の上、乗務記録を点検し、必要な補正を行うとともに、正確な労働時間を把握することについて指導した。

## 会社の対応

- 週6日勤務が常態となっていたが、勤務日数を週5日を基本として、休日を確保するとともに、改善基準告示を遵守するため、拘束時間等を日々運行管理者が管理表により点検を行うこととした。あわせて36協定の特別条項の発動手続について、書面（協議書）により事前に行うこととした。
- デジタルタコグラフを適正に入力するよう運転者を指導し、運転者から運転日報が提出された際に、運行管理者等が休憩時間や積み卸しの記録状況を点検することとした。
- ➡ 上記対応の結果、トラック運転者について、1か月当たりの時間外労働が80時間以下、1月の拘束時間が協定時間以内（250時間以内）になるなど、労働基準法違反及び改善基準告示違反が是正された。

## 2. 取引慣行の改善に向けた厚生労働省の取組

ひと、くらし、みらいのために



厚生労働省  
Ministry of Health, Labour and Welfare

# トラックドライバーの働き方改革の推進に向けた厚労省における主な取組

- 厚生労働省においては、以下の取組により、取引慣行の改善に向けて、荷主に協力を得るための取組を進めながら、働き方改革に取り組むトラック事業者への支援を行っている。

## 取引慣行の改善に向けた取組

- 労働基準監督署による荷主への要請
- トラック・物流 G メンへの協力
- 国土交通省と連携した周知広報

## トラック事業者を支援する取組

- 働き方改革推進支援助成金による支援
- 働き方改革推進支援センターによる支援

# 労働基準監督署による荷主への要請について（トラック）

## 労働基準監督署による要請（令和4年12月23日～）

### ▶ 荷主企業に対し、労働基準監督署から配慮を要請

(要請の内容) 長時間の恒常的な荷待ち時間を発生させないよう努めること。  
運送業務の発注担当者に改善基準告示を周知すること。

令和4年12月～令和7年6月

実施事業場数

1,024 件（愛知局のみ）

### ▶ 対象企業選定にあたり、厚生労働省HPや立入調査時に収集した情報を活用 ⇒ 国土交通省にも情報提供

#### 立入調査時に情報収集



運送業者

厚生労働省

労働基準監督署

厚生労働省HPにおいて情報収集

国土交通省

情報提供（拡充）

働きかけに活用

荷主への要請（新規）



発荷主  
着荷主

法に基づく「働きかけ」等

※ 荷主への働きかけ等の実施に当たり、厚生労働省から提供された情報も活用  
※ 国土交通省において、さらなる働きかけ等の実施のため、地方適正化事業実施機関が行う巡回指導時の情報収集を周知徹底

# 労働基準監督署による荷主への要請（トラック）

- 賃金水準の向上に向けて、賃金の原資となる適正な運賃を支払うことを周知している（「標準的運賃」の周知）。
- 令和6年3月22日に改正された「標準的運賃」及び「標準運送約款」が告示され、「標準的運賃」は8%上昇、「標準運送約款」は附帯作業の料金等、契約条件の明確化された。
- 令和6年5月15日にいわゆる物流法が改正され、荷待ち時間等の削減に新たな努力義務が課されることを周知している。

発着荷主等に対する要請時に配布するリーフレット 「STOP！ 長時間の荷待ち」



**発荷主・着荷主・元請運送事業者の皆さまへのお願い**

**1 長時間の恒常的な荷待ちの改善、荷役作業の効率化をお願いします**

以下の取組にご理解とご協力をお願いいたします。

取組例  
・予約受け付けシステムの導入(発着荷主共通)  
・ハイヤー等の活用(発着荷主共通)  
・納期リードタイムの確保(着荷主)  
・運送を考慮した出荷時刻の設定(発荷主)など

QRコード

連送契約を締結するにあたっては、契約は画面で行うとともに、運送の対価である「運賃」と、荷役作業などの対価である「料金」を分けて契約し、契約にない荷役作業等を命じることがないようにしましょう。

労働災害防止のため、トラックドライバーに荷役作業をお願いする場合でも、事前に相談して決めましょう。

パンフレット  
「荷役作業での労働災害を防止しまよ」  
「(改正)荷役作業等の実態調査結果と労働災害の安全対策ガイドライン」の二冊目

**2 改善基準告示を発注担当者へ周知しましょう**

トラック運送事業者は、ドライバーの拘束時間限界を定めた  
荷役其他の作業を行つてはいけません。運送契約の事項を知らねばならない  
荷役の実態調査結果と労働災害の安全対策ガイドライン

「標準的運賃」についても周知

「標準的運賃」に、ご理解・ご協力をお願いします

「標準的運賃」とは、トラックドライバーの労働条件を改善し、ドライバー不足の解消を図り、安定した輸送力を確保するため、法令を遵守して持続的に事業を行なう上で参考となる運賃を国が示したもので、2024年3月に、「標準的運賃」は8%上昇、「標準運送約款」は附帯作業の料金等、契約条件の明確化を行なう形で改正されました。

トラックドライバーは長時間労働・低賃金の傾向にあります。ドライバー不足による物流の停滞を引き起こさないためにも、物流産業を魅力ある職場とし、労働環境を改善することが必要です。

荷主・元請運送事業者の皆さまへ  
「標準的運賃」の趣旨をご理解いただき、ご協力くださいますようお願いいたします。

国土交通省  
「標準的運賃」の趣旨をご理解いただき、ご協力くださいますようお願いいたします。

QRコード

**「改正物流法」に、ご理解・ご協力をお願いします**

物流産業を魅力ある職場とするため、2024年4月からトラックドライバーに時間外労働の上限規制が適用されている一方、何も対策を講じなければ物流の停滞を生じかねないという、いわゆる「2024年問題」に直面しています。  
こうした中、同年5月に、荷待ち・荷役時間の削減や多車下構造の是正等を進める改正物流法が施行されました。

改正物流法に基づき、令和7年度以降、企業規模を問わず、すべての荷主(発荷主・着荷主)と物流事業者に対し、荷待ち・荷役時間の削減等のために取り組むべき措置について努力義務が新たに課せられます。  
また、トラック運送事業者の取扱いに対しては、運送契約締結時の書面交付や実送付体制管理簿の作成等の義務が新たに課せられます。

荷主・元請運送事業者の皆さまにおかれましては、物流の生産性向上・適正化に向けた  
**「改正物流法」についてご理解いただき、ご協力くださいますようお願いいたします。**

国土交通省  
「改正物流法」について

**お問い合わせ**

令和6年9月～  
「改正物流法」についても周知

電話番号  
5-225-2015  
6-221-9242

岩手	019-604-3006	山梨	055-225-2853	山口	083-995-0370
宮城	022-299-6838	長野	026-223-0553	徳島	088-652-9163
秋田	018-862-6682	岐阜	058-245-8102	香川	087-811-8918
山形	023-624-8222	静岡	054-254-6352	愛媛	089-935-5203
福島	024-536-4602	愛知	052-972-0253	高知	088-885-6022
茨城	029-224-6214	三重	059-226-2106	福岡	092-411-4862
栃木	028-634-9115	滋賀	077-522-6649	佐賀	0952-32-7169
群馬	027-896-4735	京都	075-241-3214	長崎	095-801-0030
埼玉	048-600-6204	大阪	06-6949-6490	熊本	096-355-3181
千葉	043-221-2304	兵庫	078-367-9151	大分	097-536-3212
東京	03-3512-1612	奈良	0742-32-0204	宮崎	0965-38-8834
神奈川	045-211-7351	和歌山	073-488-1150	鹿児島	099-223-8277
新潟	025-288-3503	鳥取	0857-29-1703	沖縄	098-868-4303
富山	076-432-2730	島根	0852-31-1156		

(2024.9)

# 自動車運転者の長時間労働改善に向けたポータルサイトによる周知

- 荷主、トラック事業者によりわかりやすく情報発信を行うため、自動車運転者の長時間労働の改善に向けたポータルサイト内に設けた「物流情報局」において、「標準運賃」や「荷待ち・荷役時間削減に向けた対応」等周知している。

The diagram illustrates the flow of information. At the top, there is a 'Truck Top Page' featuring two men (one in a suit and one in a work uniform) and various illustrations of trucks and shipping containers. A large blue downward-pointing arrow leads to a box labeled 'Logistics Information Bureau'. This box contains a small icon of a truck and two blue buttons: one for 'Shippers' and one for 'Business Operators (Truck Drivers)'.

## 「物流情報局」の掲載内容

### 荷待ち・荷役時間削減等に向けた対応

- 物流の適正化・生産性向上に向けた荷主事業者・物流事業者の取組に関するガイドライン
- 標準的運賃
- トラックGメン など

### 関係法令のポイント

- 物流改正法、関係省令 など

### トラック運送事業者の皆さま向けのご相談先

- 働き方改革推進支援センター など



▲ポータルサイト



▲物流情報局  
(荷主向け)

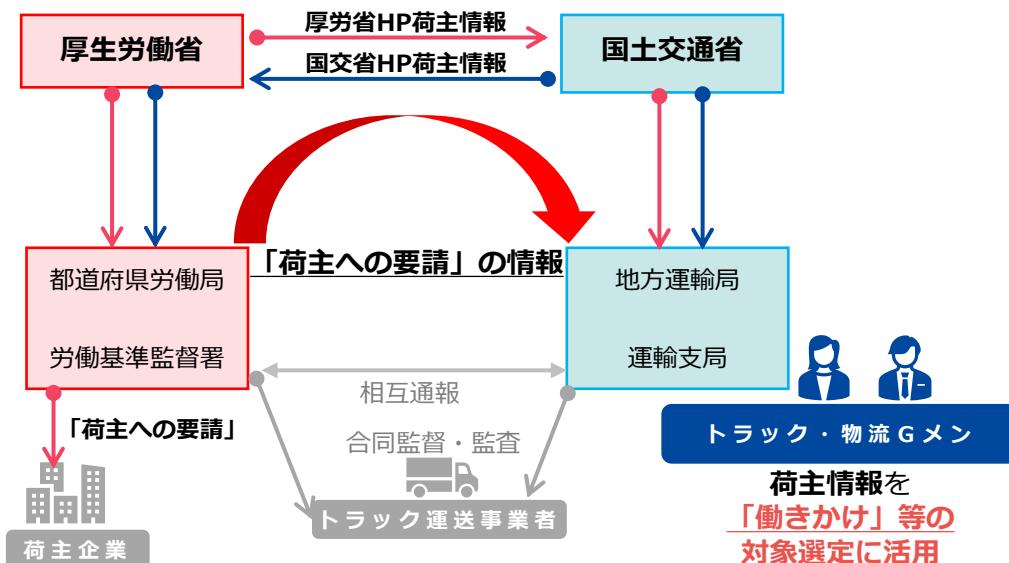


▲物流情報局  
(事業者向け)

# 「トラック・物流Gメン」（国土交通省）との連携

## ①荷主情報提供の運用

- 国土交通省へ荷主情報提供
- 荷待ちを発生させている疑いがあることを労働基準監督署が把握し、「荷主への要請」を実施した荷主の情報を、広く国土交通省に提供し、「トラック・物流Gメン」による「働きかけ」等の対象選定に活用



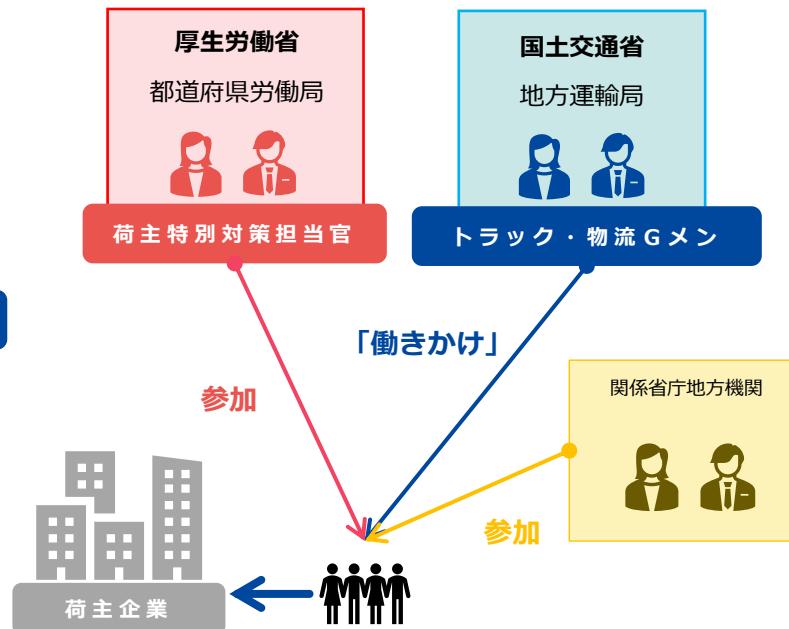
## ③「標準的な運賃」の周知

労働基準監督署が実施している「荷主への要請」の際、

- トラック法に基づく「標準的な運賃」も周知

## ② トラック法に基づく「働きかけ」の連携

- 荷主企業に対し、
- 国土交通省のトラック・物流Gメン+関係省庁が連携して、  
トラック運送事業者への配慮を「働きかけ」
- 長時間の恒常的な荷待ちを発生させていること等が疑われる場合は、  
都道府県労働局の「荷主特別対策担当官」も「働きかけ」に参加



# 国民向け周知広報について（令和5年6月28日～）

- 働き方改革関連法に基づき、時間外労働の上限規制の適用が猶予されている自動車運転者、建設の事業等についても、令和6年4月1日から上限規制が適用された。
- 上限規制の円滑な適用に向けては、国民の理解や社会的な機運の醸成も不可欠であるため、自動車運転の業務、建設の事業に関する、令和5年6月以降、国民向けの広報を実施。
- 令和7年度は、特に取引関係者に対して、取引慣行の改善に向けた対応を促す周知広報を順次実施。

【イメージキャラクター】玉木宏さん（俳優）



## 取引企業・国民向け広報内容

- (PRイベントの開催、動画、ポスターの作成など)
- 自動車運転者・建設の事業で働く方について、荷主や発注者等の都合で長時間労働になるケースがあること。
  - 自動車運転者・建設の事業での働き方を変えていくために、荷主、発注者、そして国民にもできることのご協力をいただきたいこと。  
(例：適切な工期設定、荷待ち・荷役時間の短縮など)



## PRイベント（令和7年8月4日開催）

### 主な広報実施事項

- 全国主要駅にポスターを掲載
- 電車内ビジョンで広告を放映
- 取引関係者による取組事例集の作成  
※令和7年9月末まで事例を募集し、  
事例集の公表は令和8年2月末頃を予定

# 自動車運転者の労働時間改善に向けた荷主等への対策事業

令和8年度概算要求額 1.7億円（1.9億円）※()内は前年度当初予算額

労働保険特別会計			一般会計
労災	雇用	徴収	
○			

## 1 事業の目的

- 自動車運転者は、①他業種の労働者と比較して長時間労働の実態にある ②業務における過重な負荷による脳・心臓疾患の労災支給決定件数が最も多い職種となっている。 ⇒ 労働条件及び安全衛生の確保・改善が喫緊の課題。
- 長時間労働の背景には、トラック運送業における荷主都合による手待ち時間の発生など、取引上の慣行から労働時間の短縮が進まない等の問題あり。 ⇒ 荷主等の取引先との取引条件改善などの環境整備を強力に推進する必要がある。
- 自動車運転の業務や建設の事業には令和6年度から上限規制の適用が開始されており、令和7年度以降も取引環境の改善等のための関係法令が順次施行される。  
⇒ 引き続き上限規制や改善基準告示について周知を行うとともに、荷主や発注者に対して、取引環境の改善を通じた長時間労働の削減に取り組むようこれまで以上に促していくことが必要。

## 2 事業の概要・スキーム・実施主体等

### (1) 荷主等に対する自動車運転者等の長時間労働削減のための情報発信

- 取引環境改善に向けた企業・国民向け周知広報特設サイトの継続運用
- 自動車ポータルサイトの継続運用
- 建設労働者の労働環境改善に向けた特設サイトの継続運用

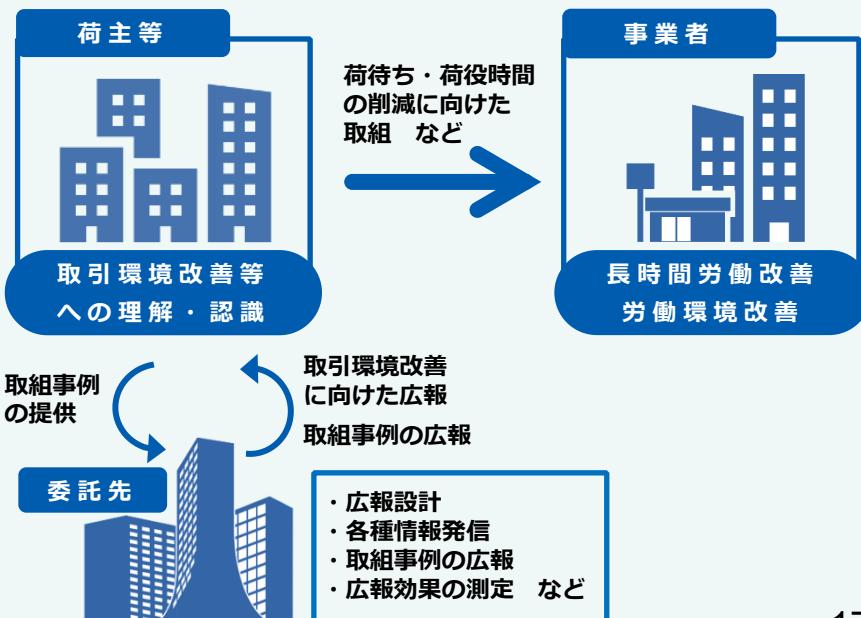
### (2) 荷主等による自動車運転者等の長時間労働削減に資する取組の促進

- 時間外労働の上限規制・改善基準告示の周知広報
- 荷主等による取組事例の周知広報

### 実施主体等

- 実施主体：委託事業（民間団体等）
- 事業実績（令和6年度）：
  - 取引環境の改善に向けた企業・国民向け特設サイトアクセス件数 57万6,469件
  - 自動車ポータルサイトアクセス件数 36万5,272件

### (2) について



# 働き方改革推進支援助成金

令和8年度概算要求額 **101億円（92億円）** ※( )内は前年度当初予算額

労働保険特別会計			一般会計
労災	雇用	徴収	
○			

## 1 事業の目的

○実施主体：都道府県労働局 ○令和6年度支給件数 4,283件

- 生産性向上に向けた設備投資等の取組に係る費用を助成し、労働時間の削減等に向けた環境整備に取り組む中小企業事業主を支援。
- 建設業、自動車運転者、医師等のほか、「過労死等の防止のための対策に関する大綱」で指摘される情報通信業や宿泊業等も含め、特に時間外労働が長い業種等に対しては引き続き手厚い支援を実施。

## 2 事業の概要・スキーム

※ 成果目標の達成状況に基づき、各助成上限額を算出するものであるが、選択する成果目標によってその助成上限額（最大値）が異なる。

コース名	成果目標		助成上限額※1、※2（補助率原則3/4（団体推進コースは定額））	
<b>業種別課題対応コース</b> (長時間労働等の課題を抱える業種等を支援するため、労働時間の削減等に向けた環境整備に取り組む中小企業事業主に助成)	<b>建設事業</b>	①～⑥の何れかを1つ以上	① 36協定の月の時間外・休日労働時間数の削減 ② 所定外労働時間の削減 ③ 年休の計画的付与制度の整備 ④ 時間単位の年休の整備及び特別休暇の整備 ⑤ 新規に9時間（※）以上の勤務間インターバル制度を導入 ※自動車運転の業務、医業に従事する医師は10時間以上 ⑥ 所定休日の増加 ⑦ 医師の働き方改革の推進	①： <b>250万円</b> （月80H超→月60H以下）等 ②： <b>100万円</b> （10H以上）等 ③： <b>25万円</b> ④： <b>25万円</b> ⑤： <b>170万円</b> （11H以上）等 ※自動車運転の業務、医業に従事する医師 <b>150万円</b> （11H以上）等 ※建設事業、砂糖製造業、その他 ⑥： <b>100万円</b> （4週4休→4週8休）等 ⑦： <b>50万円</b>
	<b>自動車運転の業務</b>	①～⑤の何れかを1つ以上		
	<b>医業に従事する医師</b>	①～⑤又は⑦の何れかを1つ以上		
	<b>砂糖製造業</b> (鹿児島県・沖縄県に限る)	①～⑤の何れかを1つ以上		
	<b>その他長時間労働が認められる業種</b>	①～⑤の何れかを1つ以上		
<b>労働時間短縮・年休促進支援コース</b> (労働時間の削減や年次有給休暇の取得促進に向けた環境整備に取り組む中小企業事業主に助成)	①～③の何れかを1つ以上	① 36協定の月の時間外・休日労働時間数の削減 ② 年休の計画的付与制度の整備 ③ 時間単位の年休の整備及び特別休暇の整備	①： <b>150万円</b> （月80H超→月60H以下）等 ②： <b>25万円</b> ③： <b>25万円</b>	
<b>勤務間インターバル導入コース</b> (勤務間インターバル制度を導入する中小企業事業主に対し助成)	新規に9時間以上の勤務間インターバル制度を導入		勤務間インターバルの時間数に応じて、以下のとおり設定 ・9～11H： <b>100万円</b> ・11H以上： <b>150万円</b>	
<b>取引環境改善コース（仮称）</b> (荷待ち・荷役時間の短縮に向けた取組を行う荷主等の集団に対し助成)	荷主等により構成される集団が、構成員である運送事業者の荷待ち・荷役時間の短縮に効果を上げること		上限額： <b>100万円</b>	
<b>団体推進コース</b> (傘下企業の生産性の向上に向けた取組を行う事業主団体に対し助成)	事業主団体が、傘下企業のうち1/2以上の企業について、その取組又は取組結果を活用すること		上限額： <b>500万円</b>	

- 助成対象となる取組（生産性向上等に向けた取組）：①就業規則の作成・変更、②労務管理担当者・労働者への研修（業務研修を含む）、③外部専門家によるコンサルティング、④労務管理用機器等の導入・更新、⑤労働能率の増進に資する設備・機器の導入・更新、⑥人材確保に向けた取組

（取引環境改善コースは、①好事例の周知、普及啓発、②セミナーの開催、③巡回指導、相談窓口の設定、④労働能率の増進に資する設備・機器の導入・更新 等）  
（団体推進コースは、①市場調査、②新ビジネスモデルの開発、実験、③好事例の周知、普及啓発、④セミナーの開催、⑤巡回指導、相談窓口の設置 等）

- 加算制度あり（※取引環境改善コース及び団体推進コースを除く）

＜賃金引き上げ＞ 賃金を引き上げた労働者数及び企業規模に応じて、助成金の上限額に加算（3%以上：**6万円**～最大**60万円**、5%以上：**24万円**～最大**480万円**、7%以上：**36万円**～最大**720万円**）。

＜割増賃金率引き上げ＞ ①割増賃金率を法定より5%以上引き上げた場合、助成金の上限額を**25万円**加算。

②1か月45時間超60時間以内の時間外労働に対する割増賃金率を50%以上に引き上げる等、一定の要件を満たした場合には、助成金の上限額を**100万円**加算。

# 中小企業・小規模事業者等に対する働き方改革推進支援事業

令和8年度概算要求額 30億円（30億円）※()内は前年度当初予算額。

労働特会		子子特会	一般会計
労災	雇用	徴収	育休
1/2	1/2		

## 1 事業の目的

中小企業・小規模事業者等が働き方改革の意義を十分に理解し着実に実施することが必要であるため、センター本部及び47都道府県センターから成る「働き方改革推進支援センター」を設置し、

- 労務管理等の専門家による、働き方改革全般に関する窓口相談や、企業訪問やオンラインによるコンサルティングの実施
- 企業の取組事例や労働関係助成金の活用方法等に関するセミナーの実施
- 働き方改革全般に係る周知啓発及び総合的な情報発信

などの支援を行う。

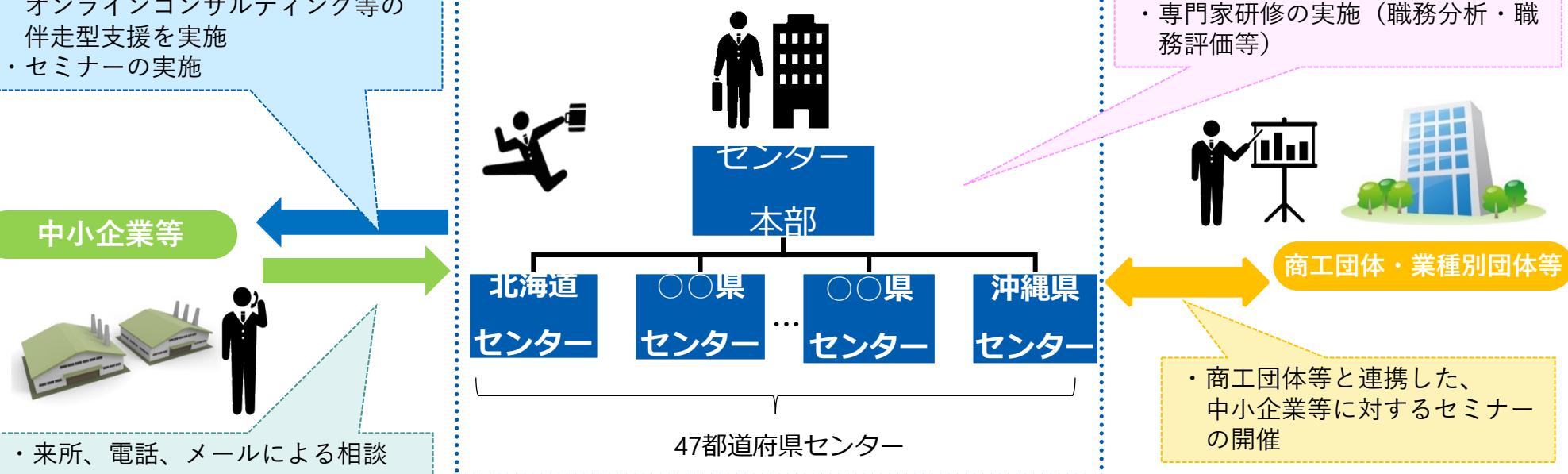
<取扱いテーマ例>

長時間労働の是正、同一労働同一賃金の実現、生産性向上による賃金引上げ、様々な労働時間制度の運用、人手不足解消に向けた雇用管理改善、その他ジョブ型人事指針など雇用・労働関係

## 2 事業の概要・スキーム、実施主体等

- ・中小企業等の求めに応じ、訪問・オンラインコンサルティング等の伴走型支援を実施
- ・セミナーの実施

### 働き方改革推進支援センター



実施主体：国から民間業者へ委託

事業実績(令和6年度)：窓口等における個別相談件数 約37,000件、コンサルティングによる相談件数 約33,000件

### 3. 働き方改革関連法施行 5 年後の 労働基準関係法制の見直しに関する検討状況

ひと、くらし、みらいのために



厚生労働省  
Ministry of Health, Labour and Welfare

# 労働基準関係法制研究会

## 1 趣旨・目的

新型コロナウイルス感染症の影響やデジタル技術等の進展により、企業を取り巻く環境や働く人の意識が変化し、働く人の働き方に対する意識等が個別・多様化している背景を踏まえ、働き方や職業キャリアに関するニーズ等を把握しつつ、新しい時代を見据えた労働基準関係法制の課題を整理することを目的として「新しい時代の働き方に関する研究会」（座長：今野浩一郎学習院大学名誉教授・学習院さくらアカデミー長）が開催され、これからの労働基準法制の在り方について報告書がとりまとめられたところである。

また、「働き方改革を推進するための関係法律の整備に関する法律」（平成30年法律第71号。以下「働き方改革関連法」という。）附則第12条第1項及び第3項において、働き方改革関連法による改正後の労働基準法（昭和22年法律第49号）等について、その施行の状況等を勘案しつつ検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとされている。

そこで、今後の労働基準関係法制について包括的かつ中長期的な検討を行うとともに、働き方改革関連法附則第12条に基づく労働基準法等の見直しについて、具体的な検討を行うことを目的として、「労働基準関係法制研究会」（以下「本研究会」という。）を開催する。

## 2 構成員

- ◎ 荒木 尚志（東京大学大学院法学政治学研究科教授）
- 安藤 至大（日本大学経済学部教授）
- 石崎 由希子（横浜国立大学大学院国際社会科学研究院教授）
- 神吉 知郁子（東京大学大学院法学政治学研究科教授）
- 黒田 玲子（東京大学環境安全本部准教授）
- 島田 裕子（京都大学大学院法学研究科教授）
- 首藤 若菜（立教大学経済学部教授）
- 水島 郁子（大阪大学理事・副学長）
- 水町 勇一郎（早稲田大学法学学術院 教授）
- 山川 隆一（明治大学法学部教授）

[ ◎座長 ]

## 3 開催状況

- 令和6年1月23日 第1回 キックオフ
- 2月21日 第2回 労働時間制度について
- 2月28日 第3回 労働基準法における「事業」と「労働者」について
- 3月18日 第4回 労使コミュニケーションについて
- 3月26日 第5回 第2～4回における積み残しの論点について議論
- 4月23日 第6回 これまでの議論の整理
- 5月10日 第7回 労使団体に対するヒアリング
- 6月27日 第8回 ヒアリング、労働基準法における「労働者」について
- 7月19日 第9回 労働基準法における「事業」、労使コミュニケーションについて
- 7月31日 第10回 労働時間、休憩、休日及び年次有給休暇について
- 8月20日 第11回 労働時間、休憩、休日及び年次有給休暇について
- 9月4日 第12回 「事業」と「労働者」、労使コミュニケーションについて
- 9月11日 第13回 労働時間、休憩、休日及び年次有給休暇について
- 11月12日 第14回 とりまとめに向けた議論（議論のたたき台）
- 12月10日 第15回 とりまとめに向けた議論（報告書案①）
- 12月24日 第16回 とりまとめに向けた議論（報告書案②）

令和7年1月8日 労働基準関係法制研究会報告書 とりまとめ

# 労働基準関係法制研究会報告書 概要

令和7年1月8日にとりまとめられた労働基準関係法制研究会の報告書の内容は以下のとおり。

## I はじめに

## II 労働基準関係法制に共通する総論的課題

### 1 労働基準法における「労働者」について

- (1) 現代における「労働者」性の課題
- (2) 労働基準法第9条について
- (3) 昭和60年労働基準法研究会報告について
- (4) 働く人の法的保護との関係
- (5) 今後の研究について
- (6) 家事使用人について

### 2 労働基準法における「事業」について

### 3 労使コミュニケーションの在り方について

- (1) 労使コミュニケーションの意義と課題
- (2) 労働組合による労使コミュニケーションについて
- (3) 「過半数代表者」の適正選出と基盤強化について
  - 1 過半数代表者の選出手続について
  - 2 過半数代表者が担う役割及び過半数代表者となった労働者に対する使用者による情報提供や便宜供与
  - 3 過半数代表者への相談支援
  - 4 過半数代表者の人数
  - 5 過半数代表者の任期
  - 6 労働基準法における規定の整備

- (4) 労使協定・労使委員会等の複数事業場での一括手続について

- (5) 労働者個人の意思確認について

- (6) 労働基準関係法制における労使コミュニケーションの目指すべき姿

## III 労働時間法制の具体的課題

### 1 最長労働時間規制

- (1) 時間外・休日労働時間の上限規制
- (2) 企業による労働時間の情報開示
- (3) テレワーク等の柔軟な働き方
- (4) 法定労働時間週44時間の特例措置
- (5) 実労働時間規制が適用されない労働者に対する措置

### 2 労働からの解放に関する規制

- (1) 休憩
- (2) 休日
- (3) 勤務間インターバル
- (4) つながらない権利
- (5) 年次有給休暇

### 3 割増賃金規制

- (1) 割増賃金の趣旨・目的等
- (2) 副業・兼業の場合の割増賃金

## IV おわりに

## 労働政策審議会 労働条件分科会のこれまでの開催状況

- これまでの開催状況は以下のとおり。

令和7年1月21日 労働基準関係法制研究会報告書についての議論（キックオフ）

2月28日 今後の議論の進め方  
労働時間制度等に関する実態調査結果（速報）

3月11日 労働基準法における「労働者」及び「事業」

3月27日 労働時間制度等に関する実態調査結果（全体）

5月13日 労働時間総論、各論（上限規制、テレワーク、管理監督者等）

5月23日 集団的労使コミュニケーションの在り方（過半数労働組合・過半数代表者等）

6月6日 労働時間各論（休日・連続勤務規制、勤務間インターバル、年次有給休暇等）

6月16日 労働時間各論（副業・兼業）、集団的労使コミュニケーションの在り方（過半数代表者等）

8月19日 労働時間各論（その他）

9月4日 労働時間各論（その他）、「総点検」について

# 「経済財政運営と改革の基本方針2025」等について

## 経済財政運営と改革の基本方針2025（令和7年6月13日閣議決定）

### 第2章 賃上げを起点とした成長型経済の実現

1. 物価上昇を上回る賃上げの普及・定着～賃上げ支援の政策総動員～  
(2) 三位一体の労働市場改革及び中堅・中小企業による賃上げの後押し

(多様で柔軟な働き方の推進)

(略)

働き方改革関連法施行後5年の総点検を行い、働き方の実態及びニーズを踏まえた労働基準法制の見直しについて、検討を行う。

(略)

## 新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画2025年改訂版（令和7年6月13日閣議決定）

### VI. 人への投資・多様な人材の活躍推進

2. 多様な人材の活躍推進  
(3) 働き方改革関連法施行後5年を踏まえた働き方改革の総点検

①働き方改革関連法施行後5年を踏まえた状況の把握と総点検

(略)

誰もが健康で、意欲と能力を発揮して働きやすい労働環境の下で生産性の高い多様で柔軟な働き方を推進するとともに、働き方改革関連法施行後5年の総点検を行い、働き方の実態とニーズを踏まえた労働基準法制の見直しについて労働政策審議会で検討する。

(略)

# 愛知県トラック協会の取組について

## 令和6年度 オンライン就職面談会 開催結果

**開催日程** 令和7年3月8日（土）  
12時30分～16時00分

**参加企業** 20社

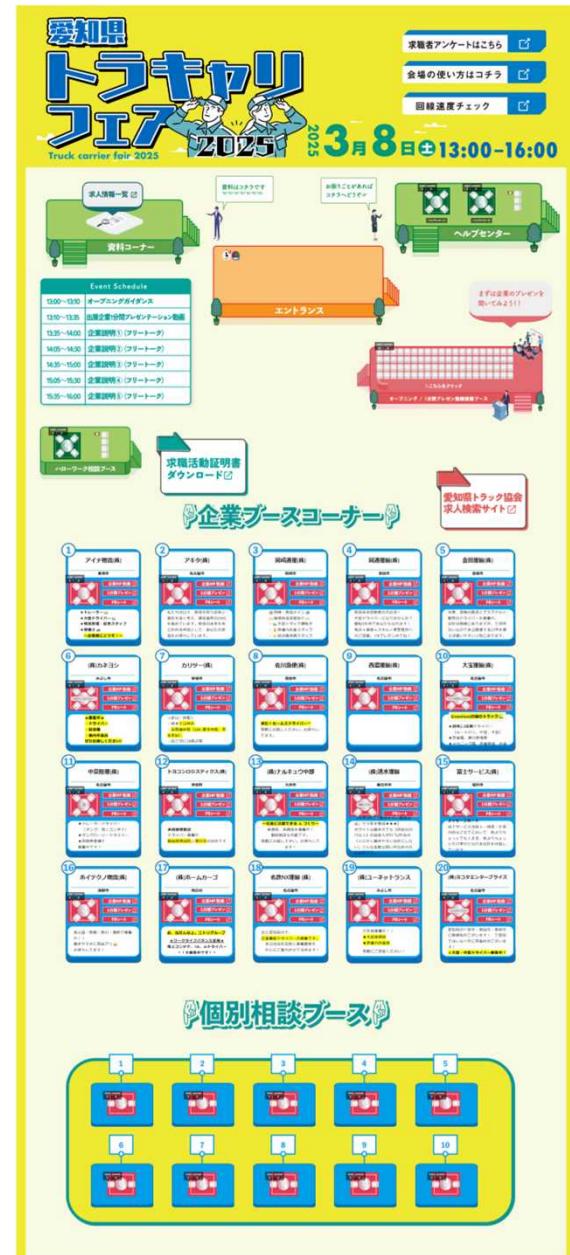
**来場者数** 21名（事前登録者数 38名）  
〔年代別〕

年代	人数
20～29歳	4名
30～39歳	7名
40～49歳	6名
50～59歳	4名
合計	21名

## 今後の開催方法について

年 代	人 数
WEB（オンライン）形式	2名
対面形式	2名
どちらでも良い	9名
合 計	13名

## 会場レイアウト



# 愛知県トラック協会の取組について

## ハローワークとの連携実績

年度	開催日程	実施機関	内容	出展・来場者数
令和6年度	5月 2日	名古屋中	運輸事業所向け人材確保セミナー	15事業者
	8月 21日	春日井	運輸デイ	出展6社／来場者17名
	8月 22日	名古屋中	トラックドライバー就職相談会	出展4社／来場者15名
	9月 4日	豊橋	物流業界セミナー	来場者19名
	9月 13日	名古屋中	人マチEXPO	出展6業界／来場者80名
	12月 2日	犬山	トラックドライバーはじめの一歩セミナー	来場者16名
令和7年度	5月 28日	一宮	セミナー＆就職面談会	出展4社／来場者23名
	6月 3日	名古屋中	トラックドライバー就職面談会	出展4社／来場者26名
	7月 8日	春日井	運輸業界就職面談会	出展4社／来場者20名
	8月 8日	名古屋中	人マチEXPO2025	来場者137名
	8月 21日	豊橋	運輸のセミナー・就職相談会	出展4社／来場者28名

# 愛知県トラック協会の取組について

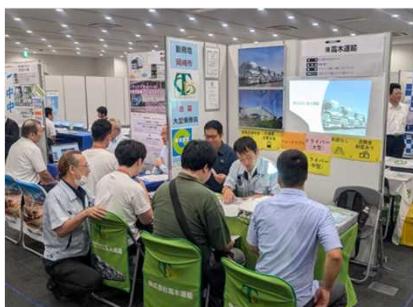
## 令和7年度 就職面談会の開催結果

■ 開催日程 令和7年9月7日（日）

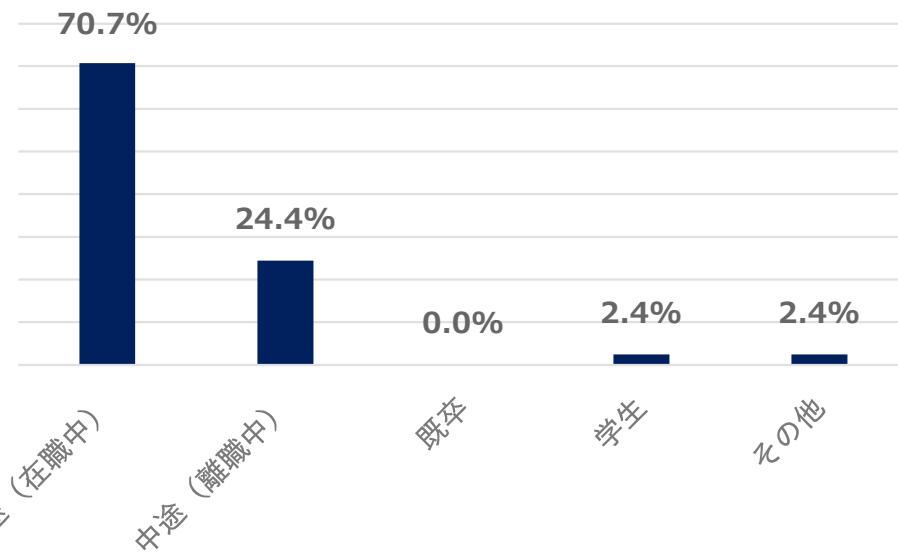
12時00分～16時00分

■ 参加企業 40社

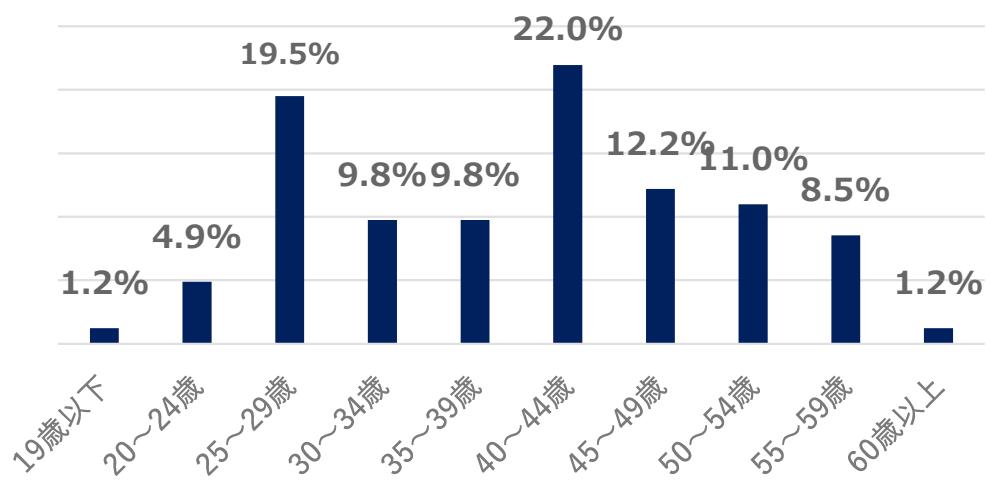
■ 来場者数 86名



## ■ 来場者（区分）

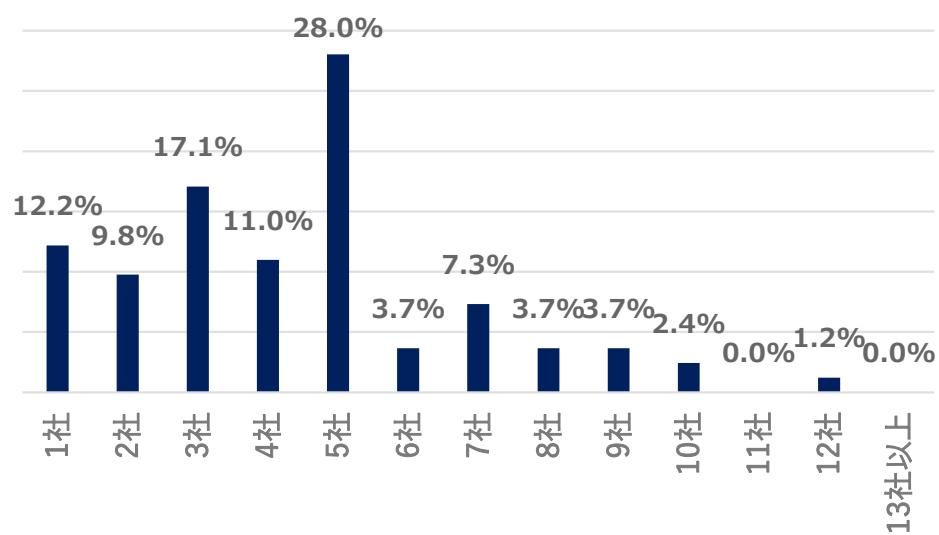


## ■ 来場者（年代）

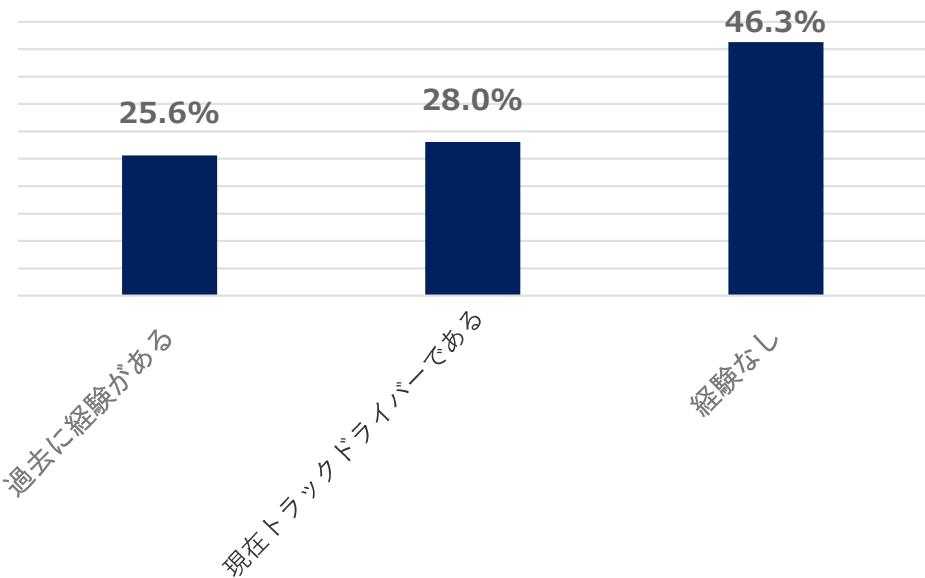


# 愛知県トラック協会の取組について

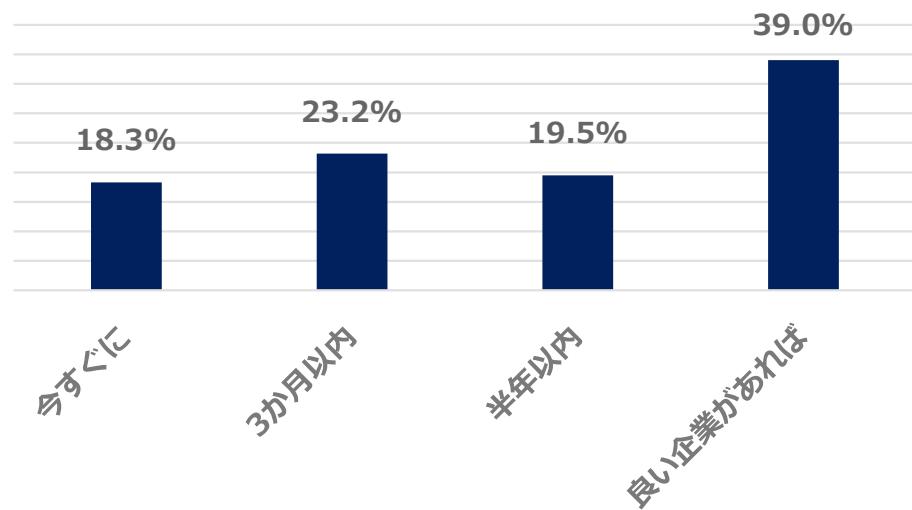
## 企業ブースの訪問数



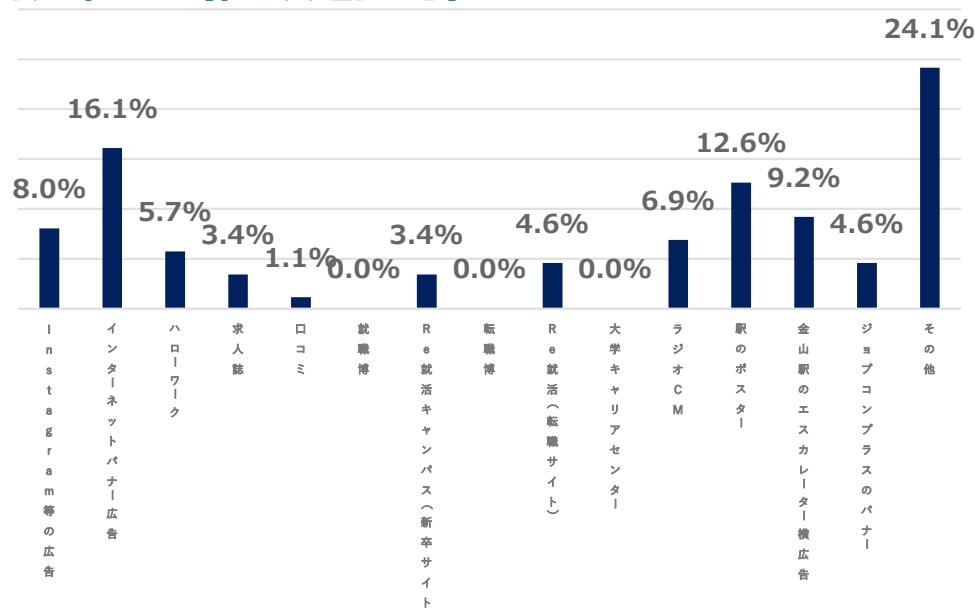
## トラックドライバーの経験の有無



## 就職・転職の希望時期



## 認知経路（複数選択可）



# 行政の物流対策について

---

令和7年11月10日

中部運輸局自動車交通部貨物課

- ・2024年問題への対応、トラック・物流Gメン等の活動について
- ・物流改正法について
- ・トラック適正化二法、下請法等について

## 2018年

- 6月 **「働き方改革関連法」成立**（※労働基準法の改正）  
12月 **貨物自動車運送事業法の一部を改正する法律（議員立法）の成立**  
（※「荷主対策の深度化」、「標準的運賃」の制度を創設（2024年3月末までの時限措置））

## 2020年

- 4月 **「標準的運賃」を告示**

## 2023年

- 6月 関係閣僚会議において**「物流革新に向けた政策パッケージ」を策定**  
**貨物自動車運送事業法の一部を改正する法律（議員立法）の成立**  
（※「荷主対策の深度化」、「標準的運賃」の制度を「当分の間」延長）  
7月 **「トラックGメン」創設**  
10月 関係閣僚会議において**「物流革新緊急パッケージ」を策定**  
(6月の政策パッケージのうち緊急に取り組むべき事項を具体化)



我が国の物流の革新に関する関係閣僚会議  
(2023.3.31)

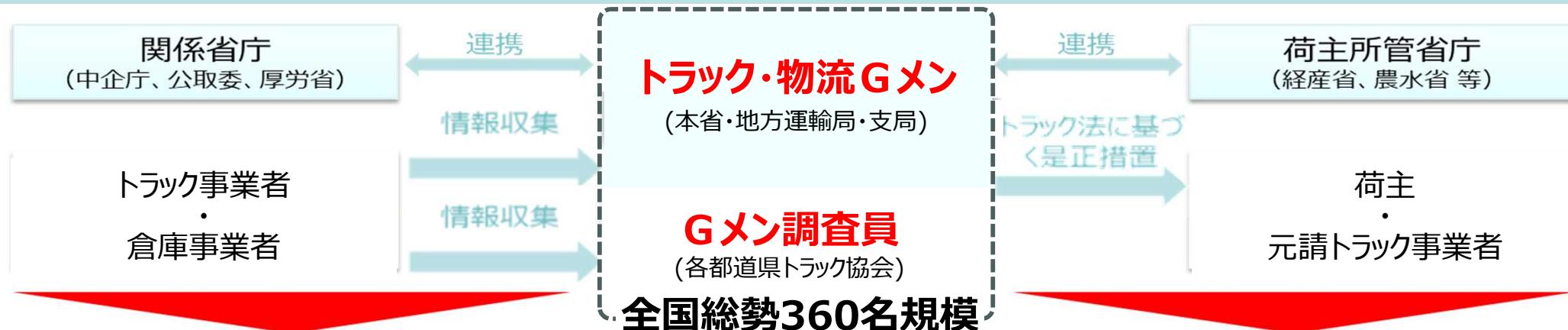
## 2024年

- 2月 関係閣僚会議において**「2030年度に向けた政府の中長期計画」を策定**  
3月 新たな**「標準的運賃」を告示**  
**自動車運送業分野（トラック・バス・タクシー）の特定技能制度の対象分野への追加**を閣議決定  
4月 **「働き方改革関連法」の施行**（※トラックドライバーにも時間外労働時間上限規制が適用）  
5月 **物流改正法**公布 ※4月成立  
11月 **「トラック・物流Gメン」**に改組、**「Gメン調査員」**の新設

## 2025年

- 4月 **物流改正法の施行**（※一部は2026年4月から施行）  
5月 **下請法・下請振興法改正法**成立（※2026年1月施行、ただし一部は公布日から施行）  
6月 **トラック適正化二法** 成立・公布

## トラック・物流Gメンが、Gメン調査員とともに荷主・元請事業者への監視・指導を強化



### トラック・物流Gメンの設置による荷主等への監視体制の緊急強化

トラック事業者へのプッシュ型の情報収集を開始し  
情報収集力を強化（2023年度～）

トラック法に基づく「働きかけ」「要請」「勧告・公表」  
制度※の執行力を強化（2023年度～）

※2018年に議員立法で制定。2023年6月に適用期限を「当分の間」に延長。

#### 「プッシュ型情報収集」

##### ①ヒアリング（訪問・電話）

違反原因行為の疑いのある荷主情報の積極的収集

##### ②荷主等パトロール（現場の状況確認、周知・指導）

違反原因行為をしている疑いのある荷主等の支店、荷捌き場周辺など

##### ③フォローアップ調査（パトロール時に実施）

- ・情報提供元への事実確認・深堀り
- ・「働きかけ」、「要請」実施済荷主の再度の違反原因行為の疑い等確認

#### 「是正指導」

疑いのある荷主へ連絡  
(荷主の本社・営業所へ連絡)

働きかけ

文書送付

要請

ヒアリング実施  
(関係省庁も同席)



- ✓ 支店等への違反原因行為の事実確認
- ✓ 国への報告書作成
- ✓ 社内調整 等

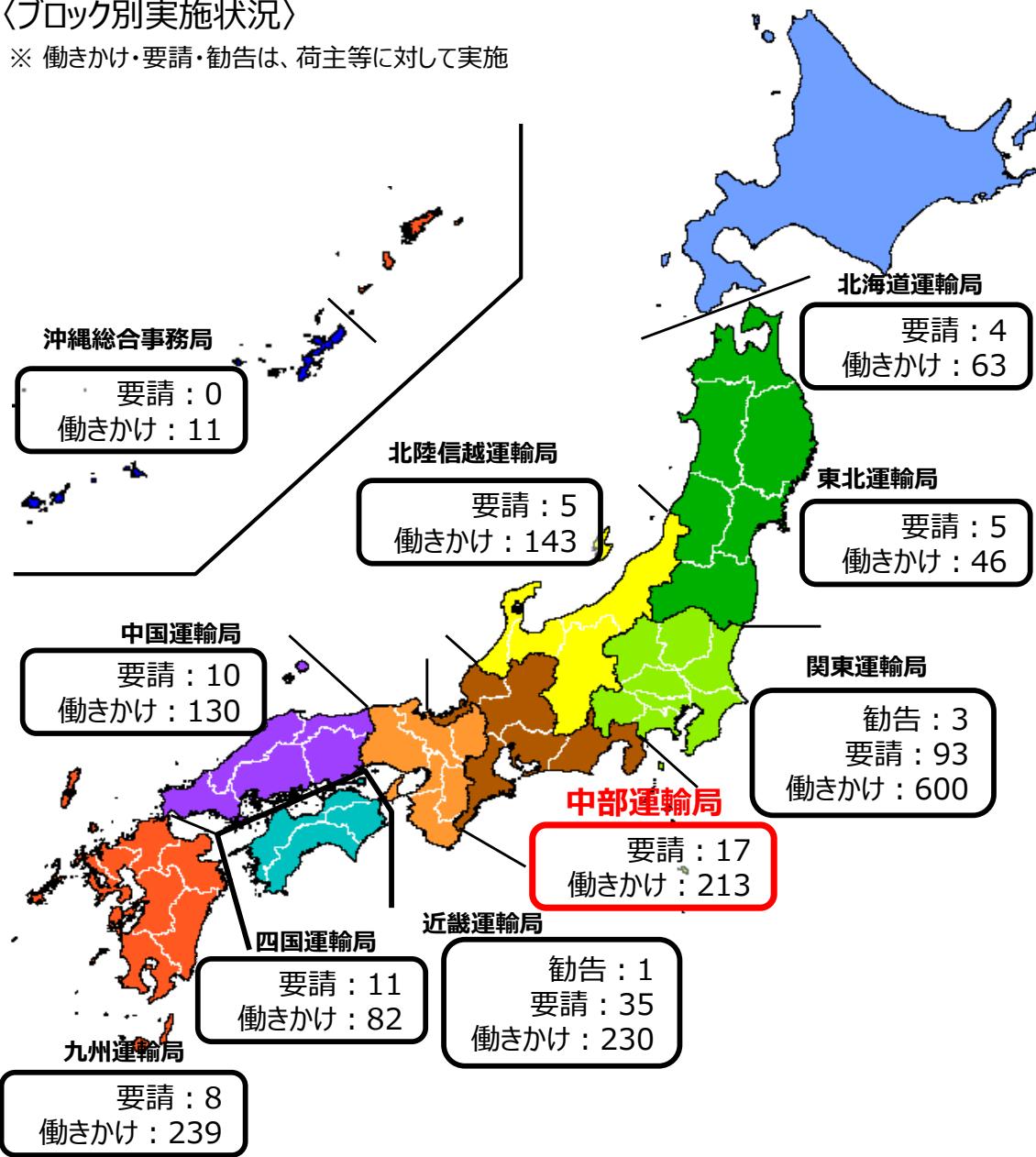
- ✓ 違反原因行為の事実確認
- ✓ 改善計画の作成、早急な取組の実施を指示
- ✓ その後のFU 等

# 中部運輸局「トラック・物流Gメン」の活動状況

(ブロック別働きかけ等の実施件数 (令和7年8月末時点))

## 〈ブロック別実施状況〉

※ 働きかけ・要請・勧告は、荷主等に対して実施



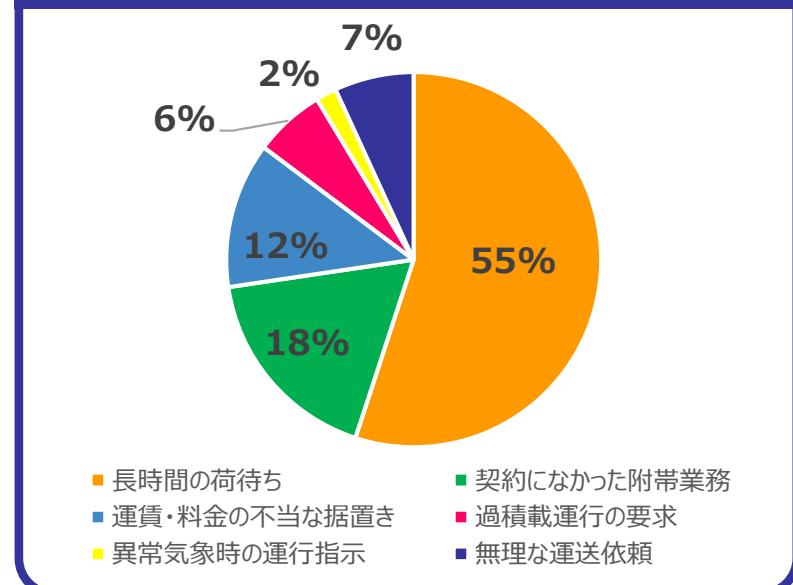
## 〈全国〉 (参考)

対応内容	荷主等の数	内訳
勧告	4	荷主2・元請1・その他1
要請	188	荷主100・元請82・その他6
働きかけ	1,757	荷主1,228・元請466・その他63

## 〈中部運輸局管内〉 (愛知、静岡、岐阜、三重、福井)

対応内容	荷主等の数	内訳
要請	17	荷主7・元請8・その他2
働きかけ	213	荷主148・元請52・その他13

## 「中部運輸局管内」における是正指導実施件数の違反原因行為の内訳(令和7年8月末時点)



# トラックドライバーへの聞き取り調査（愛知県）

## 高速道路のSA・PAやトラックステーションなどでトラックドライバーに対して積込先等でのお困り事がないか聞き取りを実施

### 【愛知県】

- 日 時 令和6年12月6日（金）10時00分～12時00分
- 場 所 伊勢湾岸自動車道 刈谷ハイウェイオアシス
- 実 施 者 中部運輸局 7名（貨物課 4名、愛知運輸支局 3名）  
愛知県貨物自動車運送適正化事業実施機関 4名
- 実施概要 トラックドライバー32名に聞き取りを行い、一部において荷主等による違反原因行為（長時間の荷待ち等）の情報を収集



（令和7年1月15日 名古屋TS）

### 【愛知県】

- 日 時 令和7年1月15日（水）11時00分～13時00分
- 場 所 名古屋トラックステーション
- 実 施 者 中部運輸局 7名（貨物課 3名、愛知運輸支局 4名）  
愛知県貨物自動車運送適正化事業実施機関 4名
- 実施概要 トラックドライバー16名に聞き取りを行い、一部において荷主等による違反原因行為（長時間の荷待ち等）の情報を収集



（令和6年12月6日 刈谷ハイウェイオアシス）

### 【愛知県】

- 日 時 令和7年10月8日（水）13時30分～15時30分
- 場 所 名古屋トラックステーション
- 実 施 者 中部運輸局 6名（貨物課 3名、愛知運輸支局 3名）  
愛知県貨物自動車運送適正化事業実施機関 3名
- 実施概要 トラックドライバー29名に聞き取りを行い、一部において荷主等による違反原因行為（長時間の荷待ち等）の情報を収集

⇒ 管内各県で同様の取組みを展開（R7.10迄に管内21か所で実施）



（令和7年10月8日 名古屋TS）

# 荷主企業や物流拠点などへの荷主訪問(パトロール)

トラック・物流Gメンの制度周知や荷主による違反原因行為の防止のための啓発活動を実施

## 荷主企業訪問によるヒアリング（パトロール）の実施

2024年問題に対する荷主への広報・啓発活動の一環として、トラック事業者が関係法令を遵守して、事業を遂行することの重要性について理解を得るために周知及びトラックドライバーの労働環境の改善と標準的運賃への理解を呼び掛けるとともに、トラック・物流Gメン制度の周知を行っています。

また、他の運輸局や関係行政機関と連携した合同パトロールを実施するなど、荷主企業に対して法令改正の周知や物流の諸問題に対する啓発を実施しています。



(荷主企業訪問の様子)



くお問合せ先  
中部運輸局自動車交通部貨物課 神戸、深谷、高橋  
TEL : 052-952-8037  
E-mail : cbt-toumen07hki.mlit.go.jp  
北陸信越運輸局自動車交通部貨物課 水上、廣川  
TEL : 025-285-9154  
E-mail : hrt-kamotsukim.mlit.go.jp  
公正取引委員会事務総局中部事務所下請課  
TEL : 052-961-9424

同時発表：福井県政記者クラブ、石川県政記者クラブ

**中部運輸局・北陸信越運輸局・公正取引委員会  
中部事務所が合同でトラックドライバーへの聴き取り調査及び改正下請法の周知啓発を実施します！**

国土交通省及び地方運輸局では、物流の「2024年問題」に適切に対応し、物流全体の適正化を図るため、貨物自動車運送事業法附則第1条の2に基づいて、恒常的な長時間の荷待ちの発生などの「違反原因行為」をしている疑いのある荷主等に対して「働きかけ」「要請」等の是正指導を行っています。

このたび、経済圏を一体とする北陸3県における長時間の荷待ちなどの「違反原因行為」に係る情報を収集するとともに、令和8年1月1日から施行される製造委託等に係る中小受託事業者に対する代金の支払の遅延等の防止に関する法律（改正下請法。以下「取過法」という。）について周知啓発を行うため、福井県を管轄区域に含む中部運輸局及び石川県・富山県を管轄区域に含む北陸信越運輸局並びに公正取引委員会事務総局中部事務所が合同でトラックドライバーへの聴き取り調査と実施施設の利用者に対して取過法の周知活動を実施しますので以下のとおりお知らせします。

(合同パトロール プレスリリース)

# 荷主等の違反原因行為の通報窓口について

## 情報提供窓口の設置（目安箱）

- ・国土交通省では、荷主等による長時間の荷待ちや契約にない附帯業務の強要、過積載運送の指示・容認など、トラック運送事業者の皆様がコンプライアンス確保に影響しうる輸送を行わざるを得ない実態を把握し、今後の施策に活用するための「通報窓口」を設置しています。
- ・本窓口では、コンプライアンス確保に影響しうる輸送に関する違反原因行為を行っているおそれのある荷主・元請事業者等の情報を積極的に収集しています。なお、寄せられた情報については、荷主への法に基づく対応の検討等に活用させていただいているいます。

**荷主等の違反原因行為の通報窓口について**

長時間の荷待ちや契約にない附帯業務、運賃料金の不当な据置き等によるトラック事業者に対する違反原因行為にかかる情報を寄せください。いただいた情報は、トラック・物流Gメンによる悪徳な荷主等の是正指導に活用します。

【お寄せいただく情報の記載例】

- ・荷卸し、積込みで時間指定されるにもかかわらず、指定時間に遅い場合常に〇〇時間待たされ、(荷主名)に相談したが改善されない。
- ・燃料費が上がったため、その分の値上がりを申請したが、(荷主名)が交渉のテーブルに居合わさない。
- ・〇〇年の〇〇月〇〇日に(お困りごとの内容)について、(荷主名)に対して申し入れ・相談を行ったにもかかわらず、全く相手にされず改善がされていない。

※「荷主」には、元請事業者、一次請事業者、物流子会社、倉庫業者などとれます。

**通報窓口はこちら**  
（該当ページに移動します）※回答期限ありません、随時募集しています。  
令和7年10月1日(火)にリニューアルしました。

(参考)  
[○トラック・物流Gメンについて](#)

**長時間の荷待ち** **契約にない附帯業務** **運賃・料金の不当な据置き**

**過積載運送の指示・容認** **異常気象時の運送依頼** **無理な運送依頼**

このページのQRコード

[https://www.mlit.go.jp/jidosha/jidosha\\_tk4\\_000043.html](https://www.mlit.go.jp/jidosha/jidosha_tk4_000043.html)

**荷主等の違反原因行為の通報窓口について**

**荷主等の違反原因行為の通報窓口について**

国土交通省では、トラック事業者に長時間の荷待ち、契約にない附帯業務などの違反原因行為をさせている荷主・元請事業者等の情報を積極的に収集しています。

日々の運送業務の中で、お困りのことがありましたら、下記フォームに入力の上、国土交通省までお知らせください。

※いただいたご意見等については、荷主への貨物自動車運送事業法に基づく是正指導の検討にあたり、活用させていただきます。

(なお、投稿時に「連絡可」にチェックが入っている方には、国土交通省の「トラック・物流Gメン」からお話を聞かせていただく場合もありますので、その際はご協力ををお願い申し上げます。)

また、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）に則り、入力いただいた情報は、本目的以外に使用しません。

**情報をお寄せいただく方法を選択してください。（一般的な情報提供／個別具体的な情報提供）**

「一般的な情報提供」は、荷主の違反原因行為に関する情報を簡易に入力いただけます。入力いただく内容によりますが、10分程度で入力完了します。情報提供者の情報入力は任意です。

「個別具体的な情報提供」は、荷主の違反原因行為について、個別具体的な事実を申告していただけます。申告には、情報提供者の情報（氏名、住所等）の入力が必要です。荷主の違反原因行為について、詳細な情報（いつ、どこで、どのような行為があったか）を入力いただく必要があります。入力いただく内容によりますが、30分程度で入力完了します。

また、希望する方は、地方運輸局から是正指導に関する処理結果通知を受けることができます。通知をご希望の方は、「個別具体的な情報提供フォーム」を選択してください。

一般的な情報提供フォーム（目安箱）※短時間で入力いただけます  
 個別具体的な情報提供フォーム ※個別的な情報を入力いただけます

[次へ](#)

一般的な情報提供または個別具体的な情報提供のいずれかで投稿できます

<https://gmensystem.my.site.com/FeedbackBox/s/>

- ・2024年問題への対応、トラック・物流Gメン等の活動について
- ・物流改正法について
- ・トラック適正化二法、下請法等について

# 「流通業務の総合化及び効率化の促進に関する法律及び貨物自動車運送事業法の一部を改正する法律」の概要

## 背景・必要性

- 物流は国民生活・経済を支える社会インフラ。物流産業を魅力ある職場とするため、働き方改革に関する法律が2024年4月から適用される一方、物流の停滞が懸念される「**2024年問題**」に直面。
  - ・何も対策を講じなければ輸送力不足の可能性。
  - ・荷主企業、物流事業者（運送・倉庫等）、一般消費者が協力して我が国の物流を支えるための環境を整備。
- 軽トラック運送業において、死亡・重傷事故件数は最近6年で倍増。  
→以下の施策を講じることにより、**物流の持続的成長**を図ることが必要。

## 改正法の概要

### 1. 荷主・物流事業者に対する規制的措置 一部を除き令和7年4月1日施行 【物資の流通の効率化に関する法律】【旧：流通業務総合効率化法】

- ①**荷主**\*1（発荷主・着荷主）、②**物流事業者**（トラック、鉄道、港湾運送、航空運送、倉庫）に対し、物流効率化のために取り組むべき措置について**努力義務**を課し、当該措置について国が判断基準を策定。  
\*1 元請トラック事業者、利用運送事業者には荷主に協力する努力義務を課す。また、フランチャイズチェーンの本部にも荷主に準ずる義務を課す。
- 上記①②の取組状況について、国が当該判断基準に基づき**指導・助言、調査・公表**を実施。
- 上記①②のうち一定規模以上のもの（特定事業者）に対し、**中長期計画の作成や定期報告等を義務付け**、中長期計画の実施状況が不十分な場合、国が**勧告・命令**を実施。⇒令和8年4月1日施行予定
- 特定事業者のうち荷主には**物流統括管理者**の選任を**義務付け**。⇒令和8年4月1日施行予定  
※法律の名称を変更。  
※鉄道・運輸機構の業務に、大臣認定事業の実施に必要な資金の出資を追加。〈予算〉



### 2. トラック事業者の取引に対する規制的措置 令和7年4月1日施行 【貨物自動車運送事業法】

- 運送契約**の締結等に際して、提供する役務の内容やその対価（附帯業務料、燃料サーチャージ等を含む。）等について記載した書面による交付等を**義務付け**\*2。
- 元請事業者**に対し、実運送事業者の名称等を記載した**実運送体制管理簿**の作成を**義務付け**。
- 下請事業者への**発注適正化**について**努力義務**\*3を課すとともに、一定規模以上の事業者に対し、当該適正化に関する**管理規程**の作成、**責任者**の選任を**義務付け**。

\*2・3 下請関係に入る利用運送事業者にも適用。

### 3. 軽トラック事業者に対する規制的措置 令和7年4月1日施行 【貨物自動車運送事業法】

- 軽トラック事業者に対し、①必要な法令等の知識を担保するための**管理者選任と講習受講**、②国交大臣への**事故報告を義務付け**。
- 国交省HPにおける公表対象に、軽トラック事業者に係る事故報告・安全確保命令に関する情報等を追加。

# 新物効法の施行に向けた検討状況

○国交省・経産省・農水省3省の審議会の合同会議※の取りまとめを踏まえ、**本年4月1日**より、**新物効法**に基づく**運送・荷役等の効率化**に向けた**基本方針、荷主・物流事業者の努力義務、判断基準等**を施行。

※交通政策審議会 交通体系分科会 物流部会・産業構造審議会 商務流通情報分科会 流通小委員会・食料・農業・農村政策審議会 食料産業部会 物流小委員会 合同会議

## 基本方針のポイント ※**本年（2025年）4月1日**施行

### （1） トラックドライバーの運送・荷役等の効率化の推進の意義・目標

- ・ 物流は、国民生活や経済活動を支える不可欠な社会インフラであり、安全性の確保を前提に、荷主・物流事業者・施設管理者等の物流に関わる様々な関係者が協力し、令和10年度までに、以下の目標の達成を目指す。  
① 5割の運行で、1運行当たりの荷待ち・荷役等時間を計2時間以内に削減（1人当たり年間125時間の短縮）  
② 5割の車両で、積載効率50%を実現（全体の車両で積載効率44%に増加）

### （2） トラックドライバーの運送・荷役等の効率化の推進に関する施策

- ・ 国と地方公共団体は、自らが荷主や施設管理者になる場合、率先してドライバーの運送・荷役等の効率化に資する措置等を実施
- ・ 国は、設備投資・デジタル化・物流標準化、モーダルシフト、自動運転トラック・ドローン物流の実用化、物流人材の育成等を支援

### （3） トラックドライバーの運送・荷役等の効率化に関し荷主・物流事業者等が講すべき措置

- ・ 積載効率の向上等
- ・ 荷待ち時間の短縮
- ・ 荷役等時間の短縮

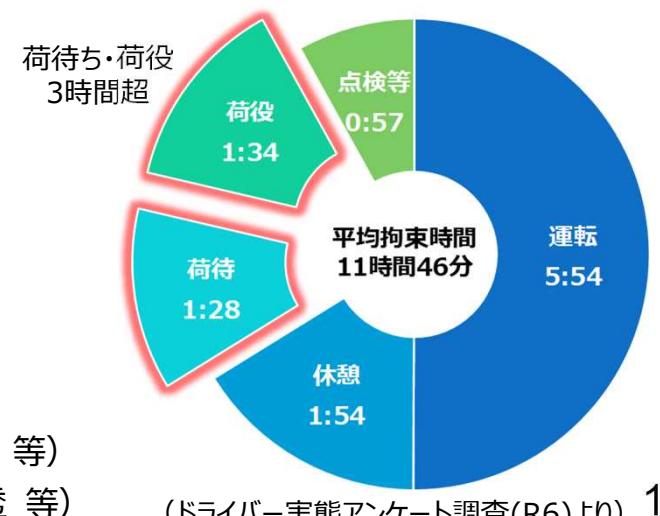
### （4） 集貨・配達に係るトラックドライバーへの負荷の低減に資する事業者の活動に関する 国民の理解の増進

- ・ 再配達の削減や多様な受取方法等の普及促進
- ・ 「送料無料」表示の見直し
- ・ 返品の削減や欠品に対するペナルティの見直し

### （5） その他トラック運送サービスの持続可能な提供の確保に資するトラックドライバーの 運送・荷役等の効率化の推進

- ・ 物流に関わる多様な主体の役割（地域の産業振興やまちづくりとの連携、経済界全体での理解増進 等）
- ・ トラックドライバーの運送・荷役等の効率化の前提（中継輸送拠点の整備、「標準的運賃」の浸透 等）

【荷待ちがある1運行の平均拘束時間と内訳】



## ＜荷主・物流事業者の判断基準等＞

○すべての荷主（発荷主、着荷主）、連鎖化事業者（フランチャイズチェーンの本部）、物流事業者（トラック、鉄道、港湾運送、航空運送、倉庫）に対し、物流効率化のために取り組むべき措置について努力義務を課し、これらの取組の例を示した判断基準・解説書を策定。

### ① 積載効率の向上等

- 複数の荷主の貨物の積合せ、共同配送、帰り荷の確保等のための実態に即したリードタイムの確保や荷主間の連携
- 繁閑差の平準化や納品日の集約等を通じた発送量・納入量の適正化
- 配車システムの導入等を通じた配車・運行計画の最適化 等



地域における配送の共同化

### ② 荷待ち時間の短縮

- トラック予約受付システムの導入や混雑時間を回避した日時指定等による貨物の出荷・納品日時の分散 等

※ トラック予約受付システムについては、単にシステムを導入するだけでなく、現場の実態を踏まえ実際に荷待ち時間の短縮につながるような効果的な活用を行う



トラック予約受付システムの導入

### ③ 荷役等時間の短縮

- パレット等の輸送用器具の導入による荷役等の効率化
- 商品を識別するタグの導入や検品・返品水準の合理化等による検品の効率化
- バース等の荷捌き場の適正な確保による荷役作業のための環境整備
- フォークリフトや荷役作業員の適切な配置等によるトラックドライバーの負担軽減と積卸し作業の効率化 等



パレットの利用や検品の効率化

## ＜荷主等の取組状況に関する調査・公表＞

○荷主等の判断基準について、物流事業者を対象として定期的なアンケート調査を行い、上記①～③の取組状況を把握とともに、これらの回答の点数の高い者・低い者も含め公表（点数の低い者の公表を検討する際は、ヒアリング等により適切に実態を把握する）。

## ＜物流に関係する事業者等の責務＞

○荷主等に該当しない、施設管理者、商社、ECモールの運営事業者、物流マッチングサービス提供事業者など、運送契約や貨物の受け渡しに直接関係を持たないものの商取引に影響がある者についても、その取組方針や事例等を示すことを検討。11

# 物流の各主体の努力義務と主な取組内容

荷主・物流事業者は、トラックドライバーの荷待ち時間等の短縮や運転者一人当たりの積載効率を高めるよう努力する義務があります

努力義務	各主体の努力義務対象						取組内容（抜粋）
	第一種荷主 (主に発荷主)	第二種荷主 (主に着荷主)	連鎖化事業者 〔 フランチャイズ チェーン本部 〕	貨物自動車 運送事業者 等	倉庫業者	左記以外 〔 港湾運送 航空運送 鉄道 〕	
<b>1.積載効率の向上</b> 1回の運送でトラックに積載する貨物量を増加する	<input type="circle"/>	<input type="circle"/>	<input type="circle"/>	<input type="circle"/>			<ul style="list-style-type: none"> <li>●複数荷主の貨物の積み合わせ</li> <li>●繁閑差の平準化、納品日の集約</li> <li>●物流・販売・調達等関連部門の連携</li> </ul>
<b>2.荷待ち時間の短縮</b> ドライバーが到着した時間から荷役等の開始時間までの待ち時間を短縮する	<input type="circle"/>	<input type="circle"/>	<input type="circle"/>		<input type="circle"/>		<ul style="list-style-type: none"> <li>●トラック予約受付システムの導入</li> <li>●混雑日時を回避した日時設定</li> </ul>
<b>3.荷役等時間の短縮</b> 荷役（荷積み・荷卸し）等の開始から終了までの時間を短縮する	<input type="circle"/>	<input type="circle"/>			<input type="circle"/>	<input type="circle"/>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●輸送用器具導入による荷役等の効率化</li> <li>●パレット標準化</li> <li>●タグ導入等による検品の効率化</li> <li>●事前出荷情報の活用</li> </ul>
<b>4.実効性の確保</b>	<input type="circle"/>	<input type="circle"/>	<input type="circle"/>	<input type="circle"/>	<input type="circle"/>	<input type="circle"/>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●責任者の選任、社内教育体制</li> <li>●取組の実施状況・効果の把握</li> <li>●物流データの標準化の取組</li> <li>●関係事業者間での連携推進</li> </ul>

## 《特定事業者の指定基準》

- 中長期計画の作成や定期報告等が義務付けられる一定規模以上の事業者（特定事業者）について、全体への寄与度がより高いと認められる大手の事業者が指定されるよう、それぞれ以下の指定基準値を設定。 ※R8年4月1日～届出に基づき指定

### 特定荷主・特定連鎖化事業者

取扱貨物の重量 9万トン以上  
(上位3,200社程度)

### 特定倉庫業者

貨物の保管量 70万トン以上  
(上位70社程度)

### 特定貨物自動車運送事業者等

保有車両台数 150台以上  
(上位790社程度)

## 《中長期計画・定期報告の記載内容》

### 中長期計画

- 作成期間 ※7月末迄（初年度のみR8年10月末迄）
  - ・ **毎年度提出することを基本**としつつ、計画内容に変更がない限りは5年に1度提出
- 記載内容
  - (1) **実施する措置**
  - (2) 実施する措置の**具体的な内容・目標等**
  - (3) 実施**時期** 等

### 定期報告

- 記載内容
  - (1) 事業者の**判断基準の遵守状況**（チェックリスト形式）
  - (2) 判断基準と**関連した取組に関する状況**（自由記述）
  - (3) **荷待ち時間等**の状況【荷主等】
- 荷待ち時間等の状況の計測方法
  - ・ 取組の実効性の確保を前提として**サンプリング等の手法**を許容
  - ・ 荷待ち時間等が**一定時間以内**の場合には**報告省略**が可能 等

※荷主・物流事業者等の物流改善の評価・公表については、市場や消費者からの評価につながる仕組みの創設に向けて、新物効法の枠組みと合わせて具体化。

## 《物流統括管理者（CLO）の業務内容》

※CLO : Chief Logistics Officer

※指定後速やかに選任

- 物流統括管理者**は、ロジスティクスを司るいわゆる**CLOとしての経営管理の視点や役割も期待**されているため、**事業運営上の重要な決定に参画する管理的地位**にある**役員等の経営幹部から選任**し、以下の業務を統括管理する。

- ・ 中長期計画、定期報告等の作成
- ・ **トラックドライバーの負荷軽減**と**トラックへの過度な集中を是正**するための**事業運営方針**の作成や**事業管理体制**の整備
- ・ トラックドライバーの運送・荷役等の効率化のための**設備投資**、**デジタル化**、**物流標準化**に向けた**事業計画の作成・実施・評価**
- ・ **社内の関係部門**（開発・調達・生産・販売・在庫・物流等）**間の連携体制の構築**や**社内研修の実施** 等

# 「物流効率化法」理解促進ポータルサイトについて

## ■ 物流効率化法の理解を促進するためのポータルサイトを開設しました

「物流効率化法」理解促進ポータルサイトでは、  
荷主の努力義務や判断基準についての解説などのほか、説明会の予定など物流効率化に資する情報を発信しております。

### 「物流効率化法」理解促進ポータルサイト

<https://www.revised-logistics-act-portal.mlit.go.jp/>

### 荷主判断基準の解説書事例集

<https://www.revised-logistics-act-portal.mlit.go.jp/files/pdf/sippers-judgment-criteria-book.pdf>

### 荷主判断基準の解説書事例集

<https://www.revised-logistics-act-portal.mlit.go.jp/files/pdf/sippers-judgment-criteria-casestudies-book.pdf>



### 物流の持続的な成長を図るため 物流効率化法を改正しました

物流は、国民生活・経済活動を支える社会インフラです。  
何も対策を講じなければ輸送力不足が生じる可能性を踏まえ、  
物流の持続的成長を図るため、  
荷主・物流事業者に対する規制的措置が定められました。  
すべての荷主・物流事業者に、  
物流効率化のために取り組むべき措置の努力義務が課せられます。  
また、一定規模以上の特定事業者に対し、  
中長期計画の策定や定期報告等が義務付けられます。  
趣旨をご理解いただき、  
物流効率化の取組を推進してください。

[本プラットフォームについて](#)



### 荷主の判断基準等について（法第43条）

荷主の努力義務（積載効率の向上等、荷待ち時間の短縮、荷役等時間の短縮）の達成に向けて、その具体的な内容について、「判断基準」（省令）で定めています。

判断基準に定めている内容等をこのページにて紹介しますので、これを参考にして、効率化に向けた取組を実施してください。

また、判断基準省令の全文とその内容の解説については

- [荷主の判断基準省令全文](#)
- [荷主判断基準の解説書 \(1.4MB\)](#)
- [荷主判断基準の解説書事例集 \(2.9MB\)](#)
- [物流パターンごとの荷主の考え方 \(1.1MB\)](#)

## 書面交付関係

令和7年4月1日施行

- 運送契約締結時に、以下の事項について記載した**書面交付**を義務付け
  - ・ 真荷主\*とトラック事業者が運送契約を締結するときは、**相互の書面交付**（法第12条）
  - ・ トラック事業者等が利用運送を行うときは、**委託先への書面交付**（法第24条）
- 交付した書面については、その写しを**一年間保存**すること

\*「真荷主」とは、以下の①～③のすべてに該当する者を指す。

- ① 自らの事業に関して
- ② 貨物自動車運送事業者、**貨物利用運送事業者※**との間で運送契約を締結して貨物の運送を委託する者であって、
- ③ 貨物自動車運送事業者、**貨物利用運送事業者※**以外のもの

※一部変更予定

### 【交付書面の記載事項】

- ① 運送役務の内容・対価
- ② 運送契約に荷役作業・附帯業務等が含まれる場合  
には、その内容・対価
- ③ その他の特別に生ずる費用に係る料金（例：有料道路利用料、燃料サーチャージなど）
- ④ 運送契約の当事者の氏名・名称及び住所
- ⑤ 運賃・料金の支払方法
- ⑥ 書面の交付年月日

- ・ メール等の電磁的方法でも可
- ・ 基本契約書が交わされている場合、その基本契約書に記載されている内容については省略可

## 実運送体制管理簿関係

令和7年4月1日施行

- 元請事業者に対し、以下の事項について記載した**実運送体制管理簿**の作成を義務付け
  - ※ 作成の対象となる貨物の重量は1.5トン以上
  - ※ 元請事業者が真荷主から貨物の運送を引き受ける際に、元請事業者から実運送事業者に至るまでの一連の委託関係が明らかとなっている場合、運送ごとの作成は不要（一度作ればよい）
- 作成した実運送体制管理簿は**1年間保存すること**
- 各事業者に対し、実運送体制管理簿の作成に必要な**情報の通知**を義務付け

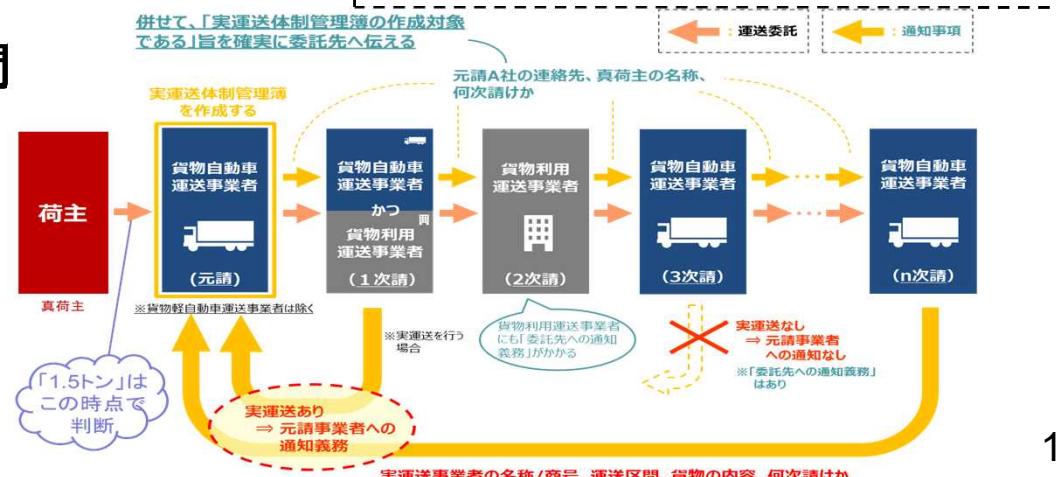
## 【実運送体制管理簿の記載事項】

※真荷主から**運送依頼があった時点**で判断。

実運送の時点で何トン運ぶかや、実運送で混載を行うか等は関係ない。

※系列化等により下請構造が固定化されている場合（真荷主及び元請事業者がともに、実運送事業者とその請負階層についてあらかじめ把握している状態）を想定。

## ① 実運送事業者の商号又は名称

② 実運送事業者が実運送を行う**貨物の内容及び区間**③ 実運送事業者の**請負階層**

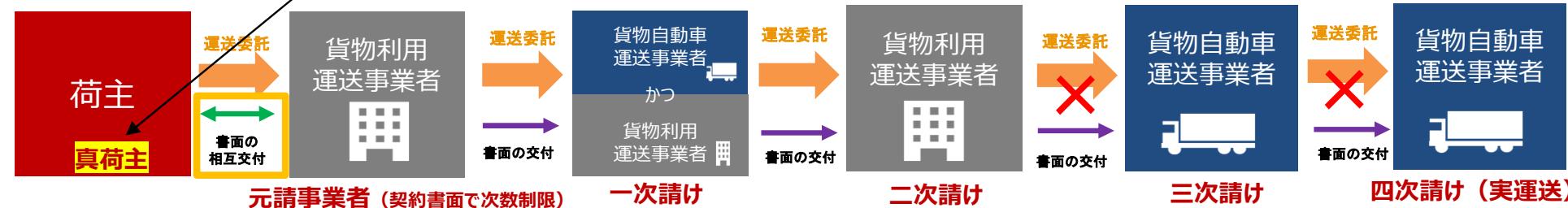
# トラック法における真荷主の範囲の改正

トラック法の「**真荷主**」の定義が変更されました。具体的には、**真荷主の範囲から**、貨物自動車運送事業者に加えて、**貨物利用運送事業者も除外**されました。施行は、改正法公布（R7.6.11）から**1年以内**です。

<現行（R7年4月～）>



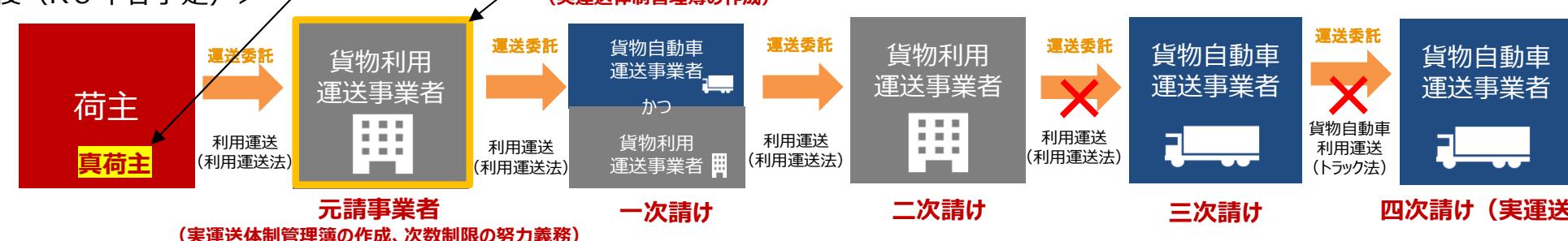
<改正後（R8年春予定）>



<現行（R7年4月～）>



<改正後（R8年春予定）>



書面交付義務

作成義務  
実運送体制管理簿

- ・2024年問題への対応、トラック・物流Gメン等の活動について
- ・物流改正法について
- ・トラック適正化二法、下請法(取適法)等について

# 貨物自動車運送事業法の一部を改正する法律案

## 貨物自動車運送事業の適正化のための体制の整備等の推進に関する法律案

概要

- ドライバーの担い手不足により、何もしなければ2030年には輸送能力が34%不足
- 物流は国民生活及び経済活動の基盤であり、エッセンシャルワーカーであるトラックドライバーの経済的地位の向上等により、我が国の物流の持続可能性の確保及び国民経済の健全な発展を図るため、トラックドライバーの適切な賃金の確保とトラック運送業界の質の向上等を目的として、貨物自動車運送事業法を改正するとともに、それを担保するための新法を制定。

令和7年6月11日公布

### 貨物自動車運送事業法の一部改正

#### 1. 許可の更新制度の導入

公布から 1年以内の施行3.4.  
3年以内の施行1.2.

トラック運送事業の許可について、5年ごとの更新制を導入

#### 2. 「適正原価」を下回る運賃及び料金の制限

トラック運送事業者は、自ら貨物を運ぶときや、他の事業者に運送を委託するときは、国土交通大臣が定める「適正原価」を継続して下回らないことを確保

(※)貨物利用運送事業者についても同様に規制

(※)適正原価を支払わない荷主については、違反原因行為に該当するものとして是正指導を実施

(※)標準的運賃については廃止

#### 3. 委託次数の制限

トラック運送事業者及び貨物利用運送事業者は、元請として運送を引き受ける場合、再委託の回数を二回以内に制限するよう努力義務化

#### 4. 違法な「白トラ」に係る荷主等の取締り

許可や届出なく有償で運送行為を行うトラック(いわゆる「白トラ」)の利用を禁止(罰則付)荷主等に対しては是正指導も実施

### 貨物自動車運送事業の適正化のための体制の整備等の推進に関する法律案

公布から3年以内の施行

#### 1. 基本方針の策定

##### (1)体制の整備

①許可の更新事務及び②事業適正化支援等を適切・効率的に実施できるよう独立行政法人に行わせる等必要な体制を整備

##### (2)財源の確保等

上記業務の実施に必要な費用を確保できるよう、(1)①について更新手数料等によるほか、(1)②について広く社会で支える観点から財源措置を検討

#### 2. 法制上の措置等

政府は基本方針に基づき、必要な法制上の措置等を本法律の施行後3年以内を目途として講じる

#### 3. 物流政策推進会議

政府は、物流に関する施策の総合的かつ集中的な推進を図るため、物流政策推進会議を設置

推進会議の下に、連絡調整を行うための関係者会議を設置



# 1. 事業許可の更新制度の導入

- トラック運送事業の許可は、5年ごとに更新を受けなければ、効力を失う。
- 許可基準に、「法令の規定を遵守して事業を遂行することが見込まれること」を新たに追加。
- 国土交通大臣は、許可更新に関する事務の一部を独立行政法人に行わせることができる。



Point!

- (1) 輸送の安全確保、社会保険料の納付、適正原価の収受をはじめ、  
法令の規定を遵守しない場合は、事業許可の更新がなされない。
- (2) 更新申請時には、一定の手数料収受を想定。
- (3) 独立行政法人の詳細については、今後3年以内を目途に決定。



## 2. 「適正原価」を下回る運賃及び料金の制限 ①

- 国土交通大臣は、トラック運送事業に係る運賃及び料金について、燃料費、全産業の労働者一人当たりの賃金の額の平均額を踏まえた人件費、減価償却費、輸送の安全確保のために必要な経費、委託手数料、事業を継続して遂行するために必要不可欠な投資の原資、公租公課等の、適正な事業運営の確保のために通常必要と認められる費用を的確に反映した積算を行うことにより、「適正原価」を定め、告示することができる。

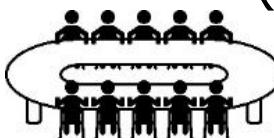


Point!

(1) これに伴い、「標準的運賃」は廃止する。

(2) 適正原価は、一般貨物運送事業者だけでなく、軽貨物運送事業者、特定貨物運送事業者についても設定することができる。

(3) 適正原価の設定にあたっては、運輸審議会への諮問が必要。



## 2. 「適正原価」を下回る運賃及び料金の制限 ②

- トラック運送事業者は、自らが引き受ける貨物の運送に係る運賃・料金が、適正原価を下回ることとならないようにしなければならない。 受注者の義務
- トラック運送事業者・利用運送事業者は、他のトラック運送事業者の行う運送を利用するときは、その利用する運送に係る運賃・料金が、適正原価を下回ることとならないようにしなければならない。 発注者の義務



Point!

(1) 一般貨物運送事業者だけでなく、貨物利用運送事業者（第一種自動車・第二種集配）、軽貨物運送事業者、特定貨物運送事業者に対しても適用される。

(2) 事業許可の有効期間である5年間を通じた総運行距離、総労働時間等を勘案し、出来る限り簡便かつ客観的に判断しうる判定基準を設定することを想定。



### 3. 委託次数の制限

- **トラック運送事業者・利用運送事業者**は、真荷主から引き受けた貨物の運送について、他のトラック運送事業者の行う運送を利用するときは、**委託段階を2次までに制限するために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。**



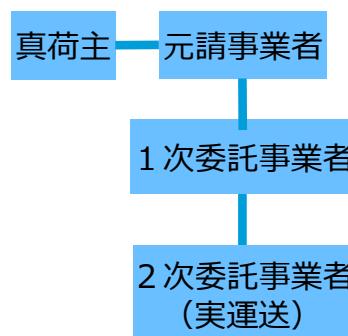
Point!

(1) 元請け事業者は、自らを「ゼロ次」とした場合、「**2次請け」=再々委託までに制限**するルールを設けること等が必要となる。

(2) 一般貨物運送事業者だけでなく、**貨物利用運送事業者（第一種自動車・第二種集配）**、**軽貨物運送事業者**、特定貨物運送事業者に対しても適用される。

(3) その他、**運送契約書面の交付義務**、**実運送体制管理簿の作成義務**等が、**貨物利用運送事業者（第一種自動車・第二種集配）**に対しても適用されることとなる。

<今後の取引構造>



## 4. 違法な「白トラ」に係る荷主等の取締り ①

- **何人も、無許可でトラック運送事業を営む者に貨物の運送を委託してはならない。**  
(これに違反した者は、**100万円以下の罰金**に処する。)



Point!

現在の法律では、違法「白トラ」で運送した側が処罰対象。また、荷主側は帮助犯、共同正犯等の共犯関係にある場合に限り、処罰対象。



その範囲は狭く、また、立証も難しいのが実情。



今後は、荷主側が違法「白トラ」と認識して発注しただけで違法となり得るため、荷主側の関心や遵法意識が向上し、効果的に抑止力が発揮されることが期待される。



## 4. 違法な「白トラ」に係る荷主等の取締り ②

- 違法「白トラ」に関わっているおそれや疑いのある荷主等に対しては、**トラック・物流Gメンが是正指導**を行うことができる。



Point!

(1) **国土交通大臣**は、違法「白トラ」の原因となるおそれのある行為に関連し、**荷主等に対し、是正指導を実施**。

- ①当該行為をしている**おそれ**があると認めるとき  
⇒ 荷主等に対し、**要請** を実施
- ②当該行為をしていると**疑うに足りる相当な理由**があると認めるとき  
⇒ 荷主等に対し、**勧告・公表** を実施



(2) **関係省庁**も、違法「白トラ」の効果的な防止を図るために**必要な協力**を実施。



(3) **各都道府県トラック協会**は、荷主等が違法「白トラ」に関係していると疑うに足りる事実を把握したときは、**国土交通大臣**に対して**通知**。

## 5. その他

- トラック運送事業法に、労働環境整備や労働者の処遇の確保の必要性について明記。
- 物流に関する施策の総合的・集中的な推進を図るため、関係閣僚等から成る「物流政策推進会議」と、その下に実務者会議を設置。



Point!

(1) トラック運送事業法の目的に、「労働環境の適正な整備に留意すること」を明記。

(2) トラック運送事業者の義務として、「労働者の適切な処遇の確保のために必要な措置を実施すること」を追加。 ⇒ 許可更新の要件にも含まれる

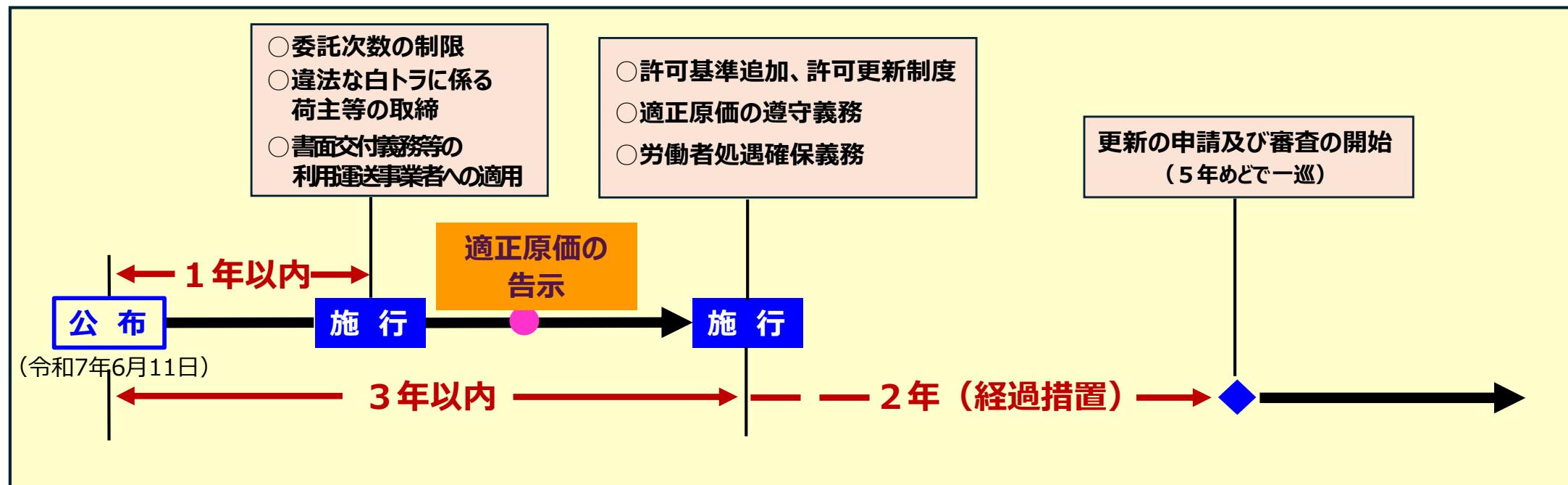
トラック運送事業者は、国土交通省令で定めるところにより、運転者その他の労働者が有する知識、技能その他の能力についての公正な評価に基づく適正な賃金の支払その他の労働者の適切な処遇を確保するために必要な措置を実施するものとする。



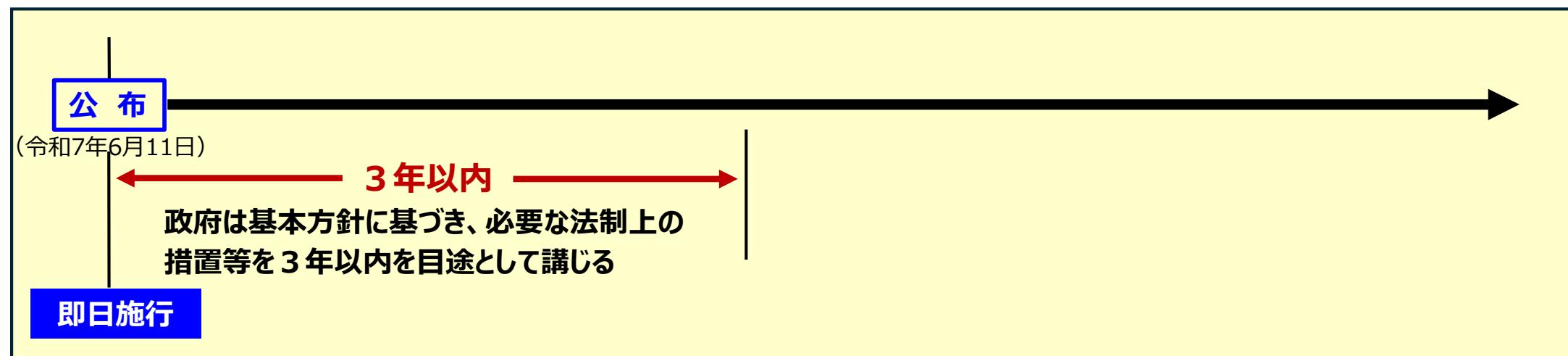
(3) 「物流政策推進会議」の構成メンバーは、国土交通大臣、経済産業大臣、農林水産大臣、厚生労働大臣及び公正取引委員会委員長など。

## 6. トラック適正化二法の施行時期

### 【貨物自動車運送事業法】



### 【貨物自動車運送事業の適正化のための体制の整備等の推進に関する法律】



# 下請代金支払遅延等防止法及び下請中小企業振興法の一部を改正する法律

## 背景・概要

- 近年の急激な労務費、原材料費、エネルギーコストの上昇を受け、発注者・受注者の対等な関係に基づき、サプライチェーン全体で適切な価格転嫁を定着させる「構造的な価格転嫁」の実現を図っていくことが重要。
- このため、協議を適切に行わない代金額の決定の禁止、手形による代金の支払等の禁止、規制及び振興の対象となる取引への運送委託の追加等の措置を講ずるとともに、多段階の取引当事者が連携した取組等を支援し、価格転嫁・取引適正化を徹底していく。

## 1. 規制の見直し（下請代金支払遅延等防止法）

### 【規制内容の追加】

#### （1）協議を適切に行わない代金額の決定の禁止【価格据え置き取引への対応】

- 対象取引において、代金に関する協議に応じないことや、協議において必要な説明又は情報の提供をしないことによる、一方的な代金の額の決定を禁止。

#### （2）手形払等の禁止

- 対象取引において、手形払を禁止。また、支払期日までに代金相当額を得ることが困難な支払手段も併せて禁止。

※手形払の禁止に伴い、割引困難な手形に係る規制を廃止。

### 【規制対象の追加】

#### （3）運送委託の対象取引への追加【物流問題への対応】

- 対象取引に、製造、販売等の目的物の引渡しに必要な運送の委託を追加。

#### （4）従業員基準の追加【適用基準の追加】

- 従業員数300人（役務提供委託等は100人）の区分を新設し、規制及び保護の対象を拡充。

### 【執行の強化等】

#### （5）面的執行の強化

- 関係行政機関による指導及び助言に係る規定、相互情報提供に係る規定等を新設。

※その他

- 製造委託の対象物品として、木型その他専ら物品の製造に用いる物品を追加。
- 書面等の交付義務において、承諾の有無にかかわらず、電磁的方法による提供を認容。
- 遅延利息の対象に、代金を減じた場合を追加。
- 既に違反行為が行われていない場合等の勧告に係る規定を整備。

## 2. 振興の充実（下請中小企業振興法）

### （1）多段階の事業者が連携した取組への支援

- 多段階の取引からなるサプライチェーンにおいて、二以上の取引段階にある事業者が作成する振興事業計画に対し、承認・支援できる旨を追加。

### （2）適用対象の追加

- ①製造、販売等の目的物の引渡しに必要な運送の委託を対象取引に追加
- ②法人同士においても従業員数の大小関係がある場合を対象に追加。

### （3）地方公共団体との連携強化

- 国及び地方公共団体が連携し、全国各地の事業者の振興に向けた取組を講じる旨の責務と、関係者が情報交換など密接な連携に努める旨を規定。

### （4）主務大臣による執行強化

- 主務大臣による指導・助言をしたもののが改善されない事業者に対して、より具体的な措置を示して改善を促すことができる旨を追加。

## 3. 「下請」等の用語の見直し（下請代金支払遅延等防止法及び下請中小企業振興法等）

- 用語について、「下請事業者」を「中小受託事業者」、「親事業者」を「委託事業者」等に改める。
- 題名について、「下請代金支払遅延等防止法」を「製造委託等に係る中小受託事業者に対する代金の支払の遅延等の防止に関する法律」に、「下請中小企業振興法」を「受託中小企業振興法」に改める。

施行期日 令和8年1月1日（ただし、一部の規定は本法律の公布の日から施行。）

# 下請法改正の主なポイント

【用語の見直し】「下請事業者」を「中小受託事業者」、「親事業者」を「委託事業者」等に改める。

## 【規制内容の追加】

### (1) 協議を行わない代金額の決定の禁止

#### 〔価格据え置き取引への対応〕

- 対象取引において、代金に関する協議に応じないことや、協議において必要な説明又は情報の提供をしないことによる、一方的な代金の額の決定を禁止。

### (2) 手形払等の禁止

- 対象取引において、手形払を禁止。また、支払期日までに代金相当額を得ることが困難な支払手段(電子記録債権・ファクタリング)も併せて禁止。

## 【規制対象の追加】

### (3) 運送委託の対象取引への追加〔物流問題への対応〕

- 対象取引に、製造、販売等の目的物の引渡しに必要な運送の委託を追加。

### (4) 従業員基準の追加〔適用基準の追加〕

- 従業員数300人(役務提供委託等は100人)の区分を新設し、規制及び保護の対象を拡充。

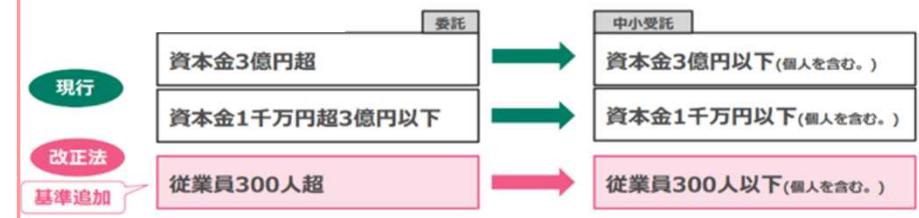
## 【執行の強化等】

### (5) 面的執行の強化

- 関係行政機関による指導及び助言に係る規定、相互情報提供に係る規定等を新設。



#### 【下請法適用基準例】



トラック・物流Gメン(国土交通省)の役割に改正法に基づく指導・助言が追加。  
トラック・物流Gメンへの情報提供を理由にした転注・減注等報復措置を改正法で禁止。

発出元 → 発出先

作成日\_作成担当課\_用途\_保存期間

## ◎持続可能な物流の実現に向けた環境改善の取組

### 現状・課題

- 物流改正法の施行が令和7年4月からとなるため、制度の浸透が必要。着荷主への理解が必要との声もあり、特に荷主企業への周知・浸透が必要
- 時間外労働の上限規制が適用されたことや、人材確保の観点からも、長時間労働、荷待ち時間等の改善による生産性の向上が必要
- 持続可能な物流の実現に向けた原資確保のため適正運賃収受および附帯業務に対する適正料金の収受、価格転嫁に向けた環境整備が必要

### 取組みの方向性

- ①新法制等の改正事項の周知
- ②着荷主・元請等への周知・啓発
- ③持続可能な物流の実現に向けた環境改善

### 具体的な取組み

- 協議会メンバーと連携した施策の周知・発信
  - ・チラシの掲示、広報誌、SNS、メルマガ等による周知
- 荷主及び一般消費者をターゲットとした広報活動
  - ・web広告、新聞広告、ラジオCM等
- 関係省庁・関係団体と連携したセミナー・説明会等の実施
  - ・運送事業者向けに、関係省庁や関係団体と連携し物流改正法の周知を確実に行う観点から説明会を5月から7月にかけて計7回実施
  - ・荷主向けに、関係省庁や関係団体と連携し取引適正化のための規制的措置の取組を周知
  - ・愛知県内の行政機関、経済団体、労働団体及び金融団体と連携し、適正な取引及び適切な価格転嫁ができる社会の実現に向け、相互に連携しながら取組を実施
- トラック・物流Gメンの取組強化
  - ・プッシュ型情報収集の実施（各種会合における出張相談、トラックステーション等でのトラック運転者に対するヒアリング）
  - ・経産局、労働局との連携（各機関が実施する説明会等でのトラック・物流Gメンの取組周知）
  - ・荷主パトロールの実施（荷主企業へ訪問し実施する周知・啓発活動を含む）
- 人材確保の取組推進
  - ・ハローワークと連携し、業界別セミナーを隔月で実施
  - ・運送業界のPR活動の実施